

とくしま“福祉のきずな”サポートプラン  
～徳島県地域福祉支援計画～  
＜第 2 期＞  
（案）



徳 島 県

## 目 次

I	支援計画の趣旨	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の期間	2
II	計画改定の基本的な考え方	5
1	計画改定の背景	5
(1)	少子高齢化の進行	5
(2)	地域社会の変化	7
(3)	支援を必要とする世帯の増加	8
(4)	支援を必要とする人達の状況	9
(5)	家庭内での問題	11
(6)	社会経済の構造変化等による影響	13
(7)	地域福祉の担い手の多様化	15
(8)	災害対策の必要性	16
2	基本的な方向	17
(1)	地域福祉推進の目標	17
(2)	重点課題	17
①	安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	17
②	地域福祉の担い手づくり	17
③	共に支え合う地域づくり	18
④	災害に強い福祉のまちづくり	18
III	地域福祉推進の支援施策	19
重点課題 I	安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	20
(1)	地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実	21
①	地域におけるトータルケアシステムの構築	21
②	重層的セーフティネット機能の構築	24
(2)	福祉サービス利用者の権利・利益の確保	25
①	福祉に関する情報提供・相談体制の充実	25
②	苦情解決体制の整備	25
③	意思決定に支援が必要な方等へのサポート	26
(3)	福祉サービスの質の向上への取組	28
①	福祉サービス評価の推進	28
②	法人等の情報開示の促進	28
③	指導監査等の充実	29
重点課題 II	地域福祉の担い手づくり	30
(1)	福祉意識の普及啓発	31
(2)	福祉教育の推進	31
(3)	福祉に従事する人材の養成・確保と資質の向上	31
①	福祉人材の養成・確保	31
②	福祉人材センターの活用	32
③	福祉人材の資質向上	32

④ 魅力ある職場づくり	32
(4) ボランティア・NPO育成と活動支援	32
① 活動支援拠点の整備・充実	32
② ボランティアの育成	33
③ 手話通訳者等の養成・確保	34
(5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり	34
① 地域福祉活動を推進する人材の育成	34
② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進	34
<b>重点課題Ⅲ 共に支え合う地域づくり</b>	<b>35</b>
(1) 多様な地域福祉活動の促進	36
① 住民参加活動の促進	36
② 民生委員・児童委員活動の充実	36
③ 主任児童委員活動の充実	36
④ 社会福祉協議会への支援	36
⑤ 福祉関係団体との連携	41
(2) 地域におけるきずなの確保と孤立化の解消	42
① 小地域福祉活動の推進	42
② 高齢者の社会参加の促進	43
③ 障がい者の地域社会における共生の実現	43
④ 地域の子ども・子育て支援の充実	46
(3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	46
(4) 福祉とまちづくりを結びつけて推進する事業	47
(5) 中山間地域における見守り・助け合い	47
<b>重点課題Ⅳ 災害に強い福祉のまちづくり</b>	<b>50</b>
(1) 社会福祉施設等の対策	51
(2) 地域防災力の強化	51
(3) 支援を必要とする方に係る情報の整備	51
(4) 避難行動要支援者に対する個別支援計画	51
(5) 福祉避難所の設置・運営	53
(6) 関係団体との連携協力体制の構築	53
(7) 広域的な支援体制の整備	54
<b>Ⅳ 計画の推進体制</b>	<b>56</b>
1 役割の分担	56
2 計画の点検・評価	57
<b>Ⅴ 市町村地域福祉計画ガイドライン</b>	<b>58</b>
○ 用語の解説	64
○ 参考資料	69

# I 支援計画の趣旨

## 1 計画改定の趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条には「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

また、同法第107条、108条には、県及び市町村が、地域住民の合意を形成し、地域の実情に応じて地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組む方策として、「都道府県地域福祉支援計画」及び「市町村地域福祉計画」の策定がうたわれています。

地域福祉計画は、市町村が地域の実情に応じて地域福祉の推進に積極的に取り組むために必要不可欠なものであり、その策定過程や実践過程における住民の主体的な参画による継続した社会的活動の取組が、地域活性化や個性ある地域文化の醸成につながることを期待できます。

本県では、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう支援することと、「地域社会の誰でもが、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、平成24年3月に「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」（徳島県地域福祉支援計画）を策定し、市町村とともに地域福祉の総合的な推進に取り組んできました。

顕在化する「人口減少問題」、一層進行する「少子高齢化、過疎化」等地域を取り巻く厳しい状況の下、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが「安心して暮らせる地域社会」を実現するためには、地域住民が「共に支え合い」、「地域の絆」を深めながら、

- ・「地域での孤立化」を招かないための「安心して福祉サービスが利用できる環境づくり」
- ・「支援を必要とする方の増加」に対応するための「地域福祉の担い手づくり」
- ・「地域のつながりの希薄化」を防ぐための「共に支え合う地域づくり」
- ・切迫する「南海トラフ巨大地震」に備えるための「災害に強い福祉のまちづくり」

等の重点課題に取り組む必要があります。

そこで、「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」を基本目標とし、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、「基本的な考え方」や「広域的な視点」で取り組む施策の方向性を定める「第2期計画」（計画期間：平成27年度～30年度の4年間）を策定します。

## 2 計画の性格・位置づけ

### (1) 計画の性格

この計画は、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、基本的な考え方や県として広域的な視点で取り組む事業について、その方向性と主な施策を定めるものです。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

### (3) 他の県計画との関係

本計画は、地域福祉の推進を通して、県総合計画で掲げる「徳島が目指すべき将来像」の実現を図ります。

また、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉の視点から各計画の達成を支援し、地域福祉を総合的に推進します。

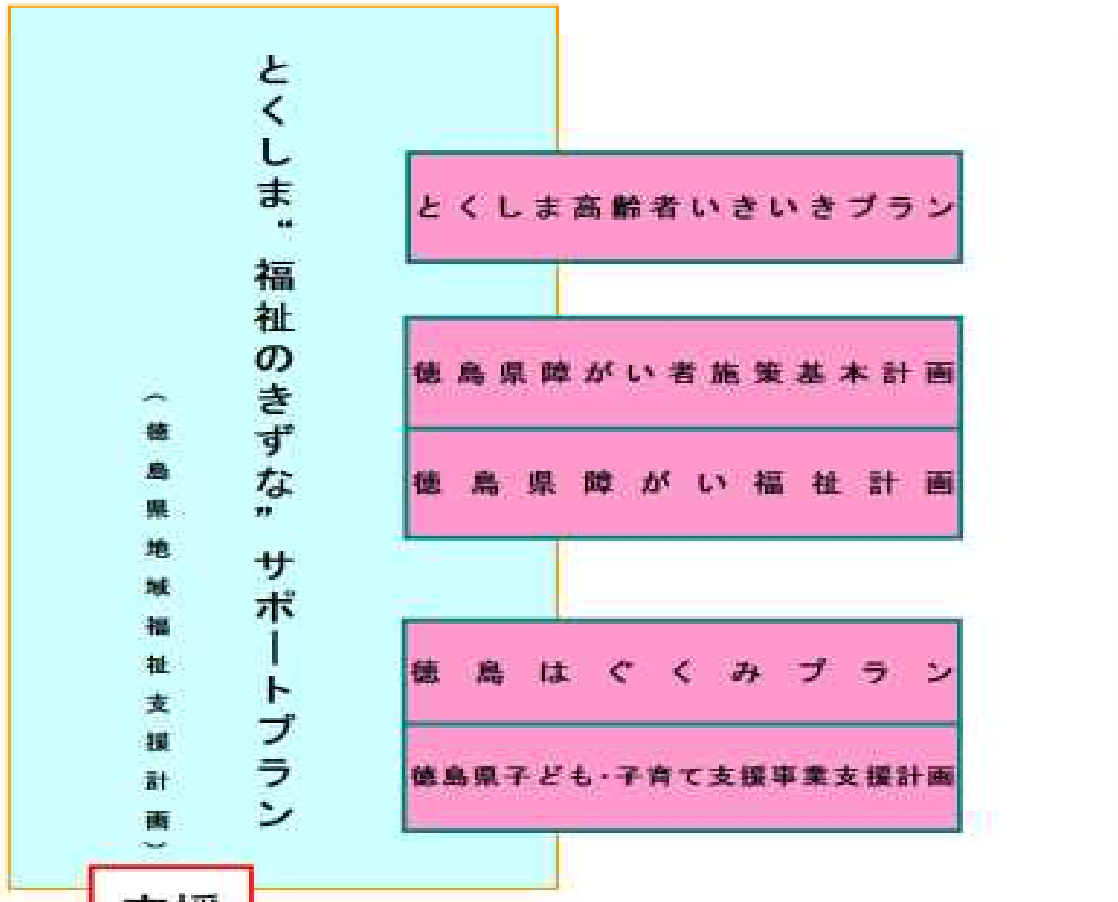
## 3 計画の期間

平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

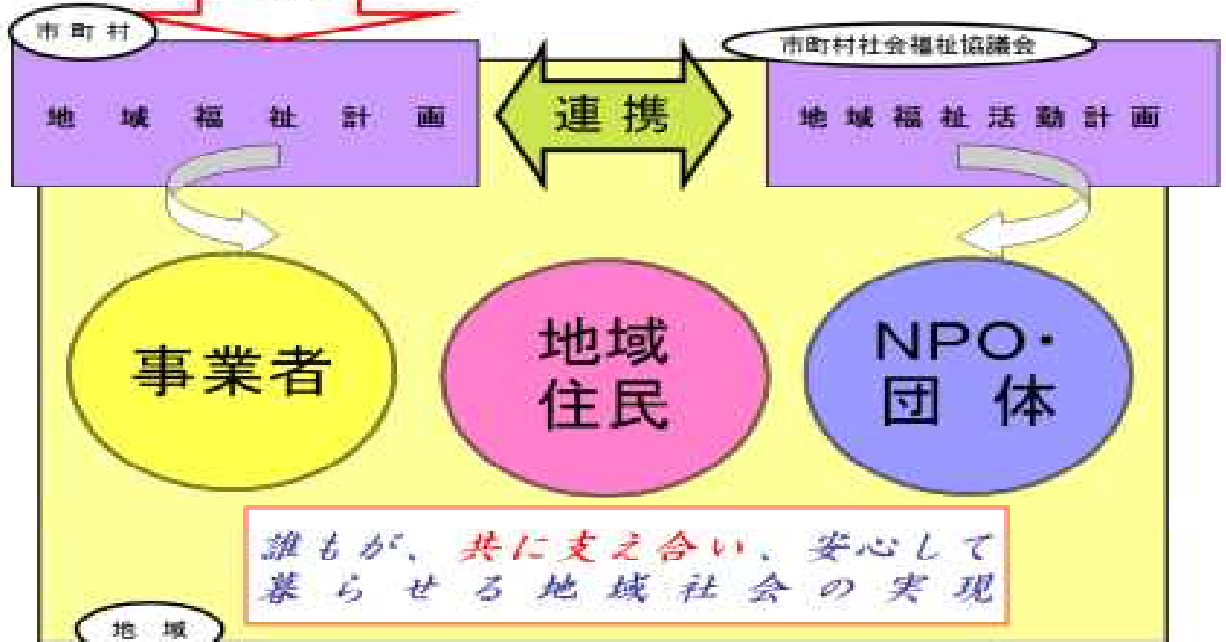
なお、各福祉分野等における新たな法律制定等、情勢の変化があった場合は、計画内容の追加・変更等を行うことがあります。



# 徳島県総合計画



支援



# 社会福祉法

## 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## II 計画改定の基本的な考え方

### 1 計画改定の背景

#### (1) 少子高齢化の進行

##### ① 県内の人口の推移と将来推計

国勢調査によると、昭和25年に878,511人であった本県の総人口は、その後減少を続け、昭和50年から増加に転じたものの、平成7年から再び減少していき、平成22年には785,491人となり、平成17年と比べて24,459人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、将来的には、本県の人口は減少を続け、平成52年には、57万1千人にまで減少すると見込まれています。

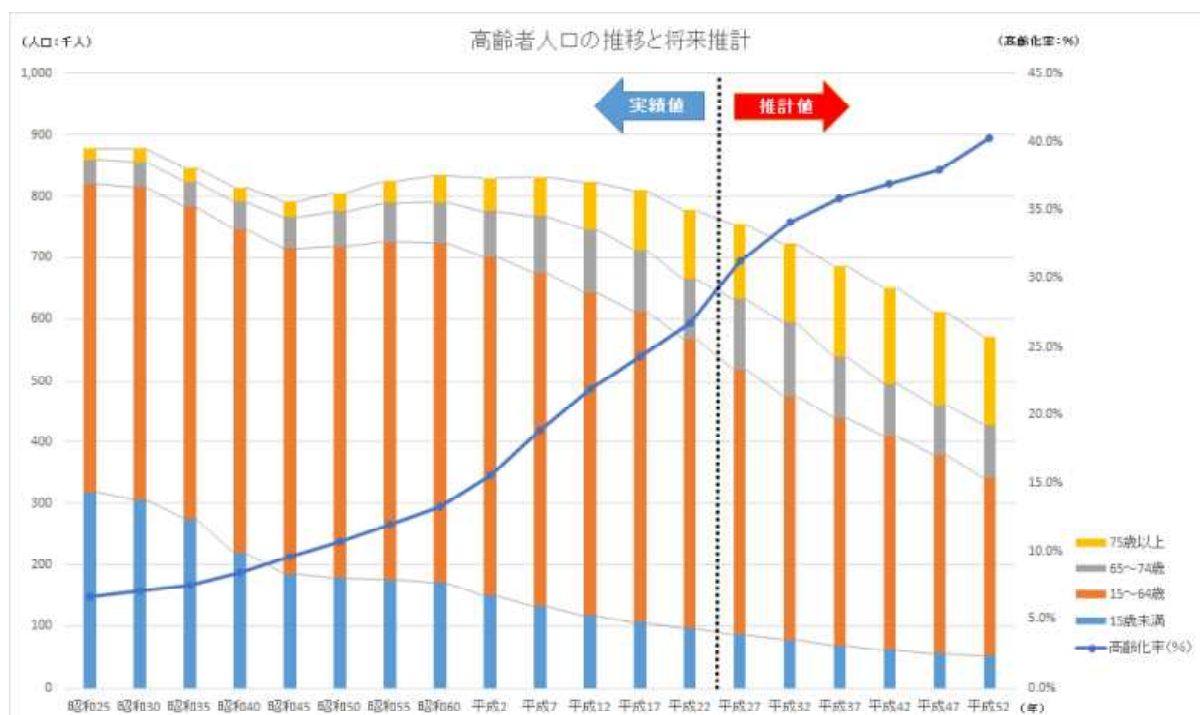
##### ② 高齢者人口割合の将来推計

本県における65歳以上の者（以下「高齢者」）の人口は、平成22年には209,926人で、平成17年と比べると12,613人増となり、総人口の減少傾向とは逆に大きく増加しています。

総人口に占める高齢者の割合（以下「高齢化率」）は、平成22年に27.0%と全国平均の23.0%を大きく上回り、全国平均より5年程度早いテンポで高齢化が進行しています。

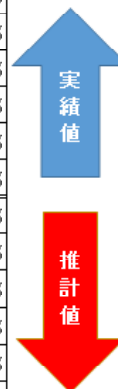
高齢者人口は今後も増加を続ける一方、総人口は逆に減少する見込みであることから、高齢化率は上昇を続け、平成32年に34.2%となり、県民の3人に1人が65歳以上となる、極めて高齢化が進んだ社会の到来が見込まれます。

また、65歳以上人口は平成32年頃に、75歳以上人口は平成42年頃にそれぞれピークに達すると予想されており、高齢化率はその後も伸び続けると見込まれています。





調査時期	徳島県						全国 高齢化率
	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年人口		高齢化率	
				65歳以上	75歳以上		
昭和25年(1950)	878,511	319,094	501,170	58,066	18,461	6.6%	4.9%
昭和30年(1955)	878,109	305,341	510,806	61,959	21,564	7.1%	5.3%
昭和35年(1960)	847,274	275,274	508,793	63,267	22,828	7.5%	5.7%
昭和40年(1965)	815,115	219,279	527,617	68,219	23,587	8.4%	6.3%
昭和45年(1970)	791,111	183,878	531,168	76,065	24,348	9.6%	7.1%
昭和50年(1975)	805,166	177,555	541,049	86,505	29,201	10.7%	7.9%
昭和55年(1980)	825,261	175,295	550,779	98,904	36,052	12.0%	9.1%
昭和60年(1985)	834,889	170,062	553,858	110,921	44,273	13.3%	10.3%
平成2年(1990)	831,598	149,770	551,067	129,105	53,753	15.5%	12.1%
平成7年(1995)	832,427	132,495	541,945	157,461	63,466	18.9%	14.6%
平成12年(2000)	824,108	117,217	525,724	180,637	76,717	21.9%	17.4%
平成17年(2005)	809,950	105,814	506,642	197,313	97,619	24.4%	20.2%
平成22年(2010)	785,491	96,596	471,788	209,926	114,042	27.0%	23.0%
平成27年(2015)	756,000	87,000	432,000	236,000	123,000	31.2%	26.8%
平成32年(2020)	723,000	78,000	398,000	247,000	129,000	34.2%	29.1%
平成37年(2025)	686,000	69,000	371,000	246,000	146,000	35.9%	30.3%
平成42年(2030)	649,000	62,000	348,000	240,000	153,000	37.0%	31.6%
平成47年(2035)	611,000	57,000	322,000	232,000	150,000	38.0%	33.4%
平成52年(2040)	571,000	53,000	289,000	230,000	143,000	40.3%	36.1%



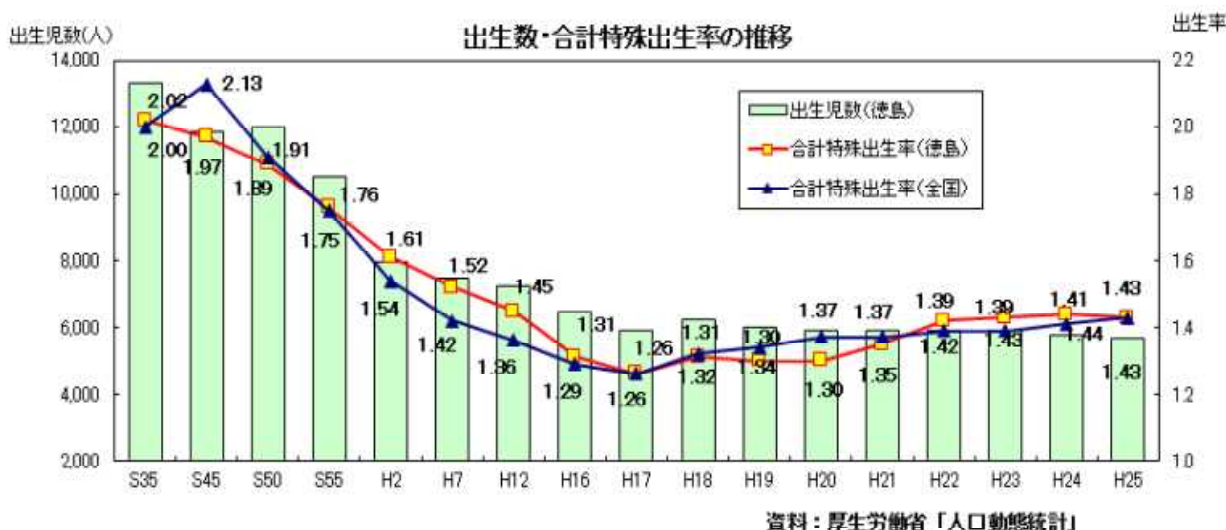
(注) 1 昭和25年～平成22年は総務省統計局「国勢調査」による。  
 2 平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年5月推計)による。

### ③ 出生数・合計特殊出生率の推移

本県における合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計)は、昭和35年には2.02でしたが、平成17年には1.26まで低下し、平成25年には1.43と回復したものの、人口規模を保つのに必要とされる水準である2.07を大きく下回っています。

また、出生児数は平成25年で5,666人と、第2次ベビーブームが到来した昭和50年の12,020人と比べてほぼ半数に減少しています。

少子化の進行は、将来的な労働人口の減少につながり、社会の活力が減退することが懸念されます。



## (2) 地域社会の変化

### ① つながりの希薄化

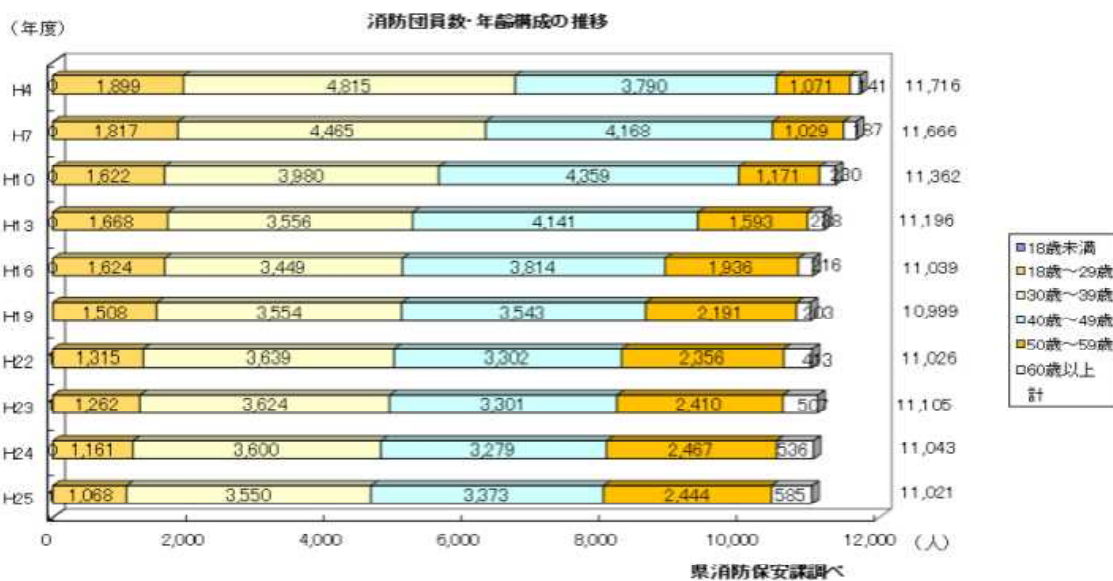
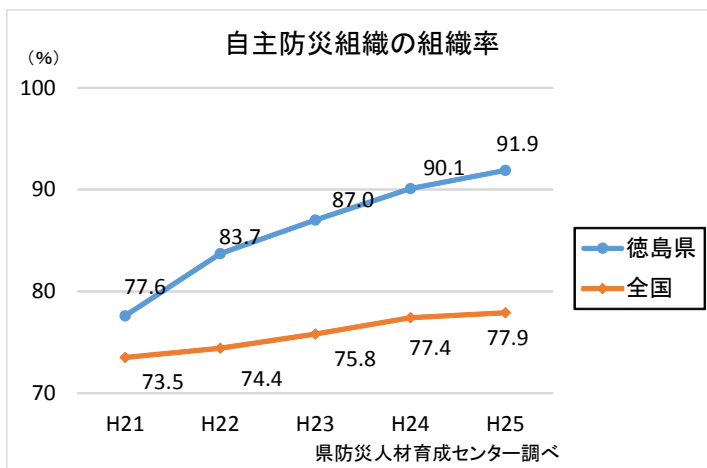
社会経済の変化や価値観の多様化、過疎地域や中山間地域からの若年層を中心とした人口流出等を背景に、「地域のつながり」の希薄化が指摘されています。

しかし、東日本大震災以降、「共に支え合う」思いやりの心、地域の絆の大切さが改めて見直されており、地域福祉を推進する上でも、重要な要素となります。

### ② 自主防災組織の組織率と消防団員数・年齢構成の推移

発災直後の初動期に住民自らが力を合わせて地域を守るために自主防災組織を組織しています。本県における平成25年度の組織率（自主防災組織率＝組織されている地域の世帯数／総世帯数）は91.9%となり、平成21年度と比較して14.3ポイント高くなっていますが、南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、引き続き、地域の防災力を高めていく必要があります。

また、本県の消防団員数は、平成25年度で11,021人となり、平成4年度と比較して695人減少しています。年齢構成では、40歳以上の団員が1,400人増加しているのに対し、40歳未満の団員は2,095人減少し、団員の高齢化が進んでいます。

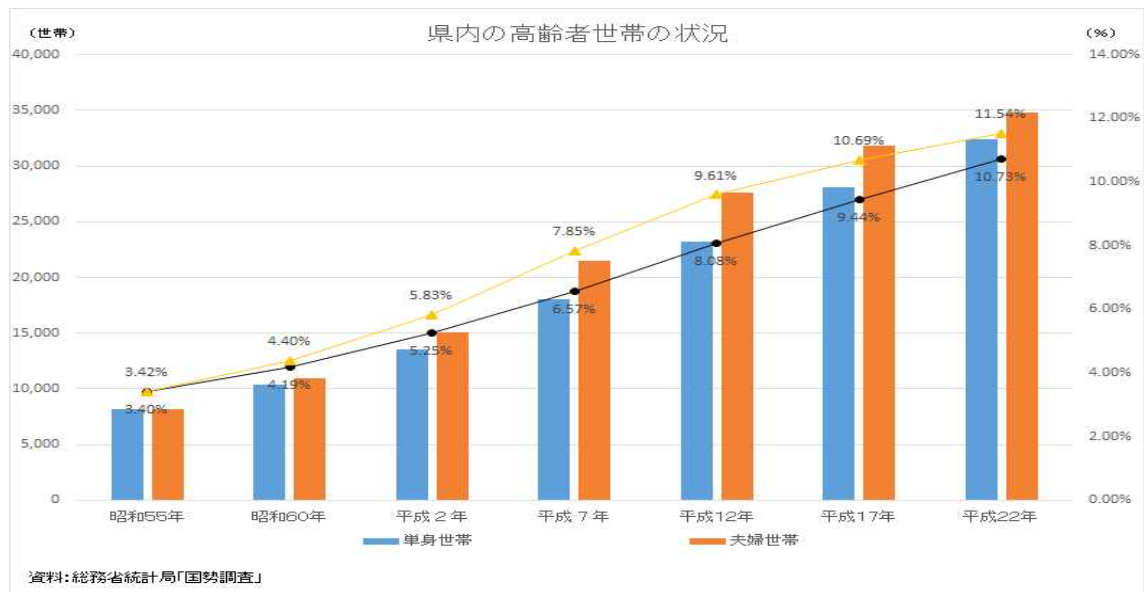


### (3) 支援を必要とする世帯の増加

#### ① 県内の高齢単身世帯数・夫婦のみ世帯数の推移

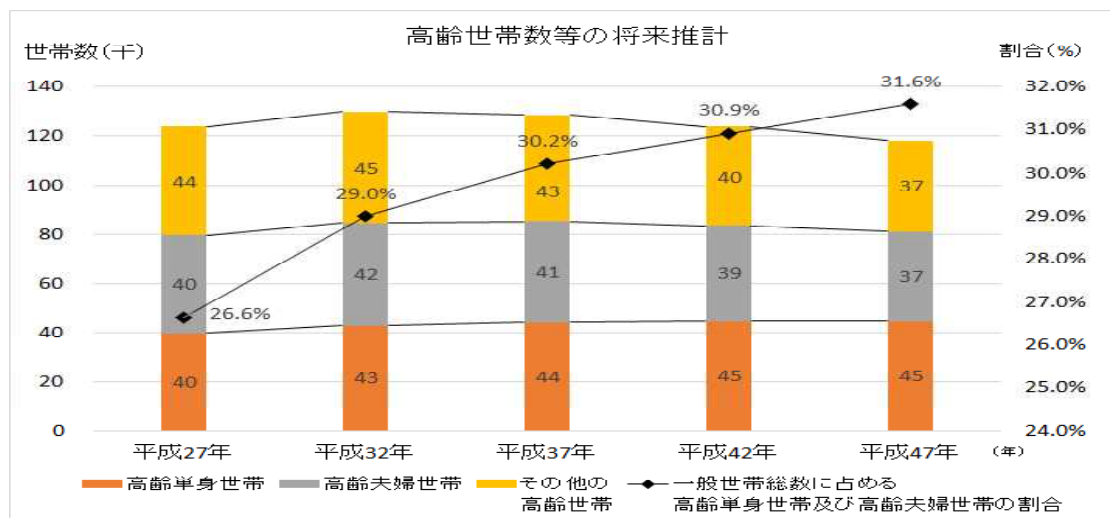
県内の高齢単身世帯数（65歳以上）・夫婦のみ世帯数（夫65歳以上・妻60歳以上）も、世帯数全体と同様、昭和55年と平成22年を比較すると、高齢単身世帯数は3.98倍、高齢夫婦のみ世帯数は4.26倍に増加しています。

全世帯に占める各世帯の割合も、高齢単身世帯で3.40%から10.73%へ、高齢夫婦のみ世帯では、3.42%から11.54%へと増加しています。



#### ② 高齢世帯の将来推計

核家族化や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯の割合が増加してきておりますが、今後もこの傾向が続くことが予想され、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、高齢のひとり暮らし世帯と夫婦のみの世帯を合わせた世帯数の一般世帯総数に対する割合が3割を超えると見込まれており、地域での見守りや日常生活の支援がより一層求められるものと考えられます。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2014年4月推計）

(※高齢世帯: 世帯主の年齢が65歳以上の世帯)

### ③ 県内のひとり親世帯数の推移

県内の母子世帯・父子世帯の数は、平成26年の県内の一人親世帯数は9,823世帯と、10年前（平成17年）の9,124世帯から、699世帯(7.7%)増加しています。一方、10年間の推移で見ると、平成23年(10,182世帯)をピークに減少傾向にあります。

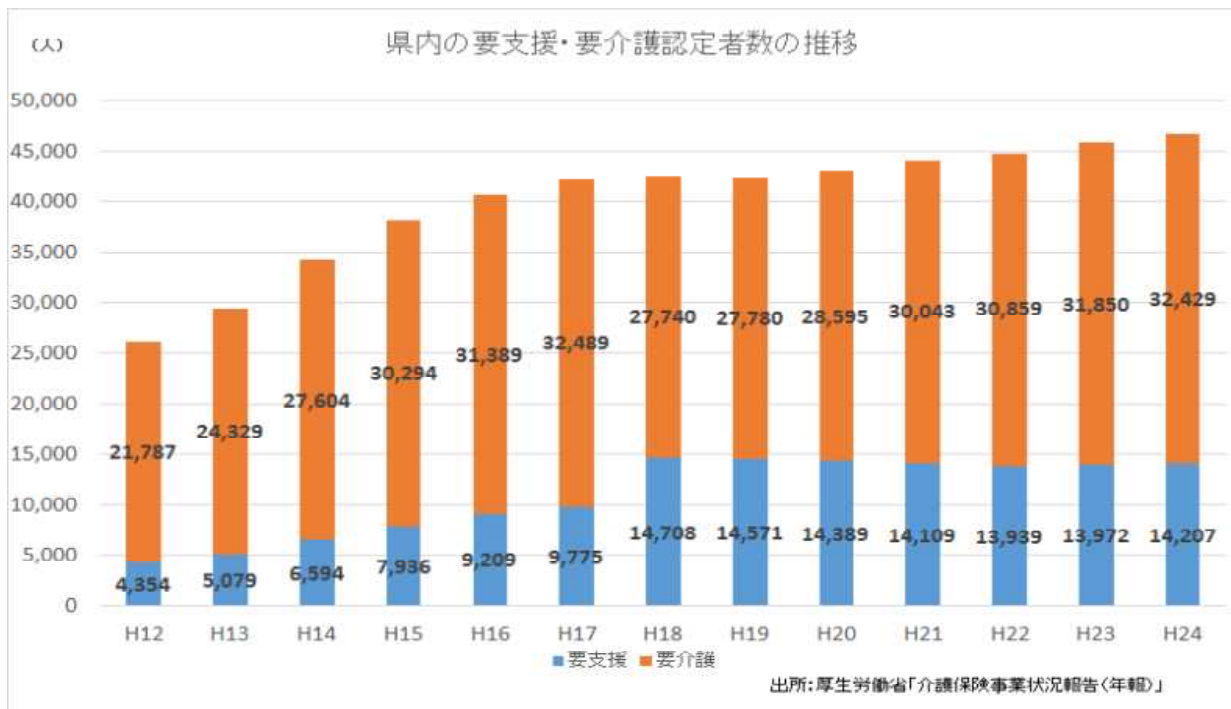


### (4) 支援を必要とする人達の状況

#### ① 県内の要支援・要介護認定者数の推移

県内の介護保険制度における要支援・要介護認定者数については、平成24年度では46,636人（要支援者：14,207人、要介護者：32,429人）となっています。

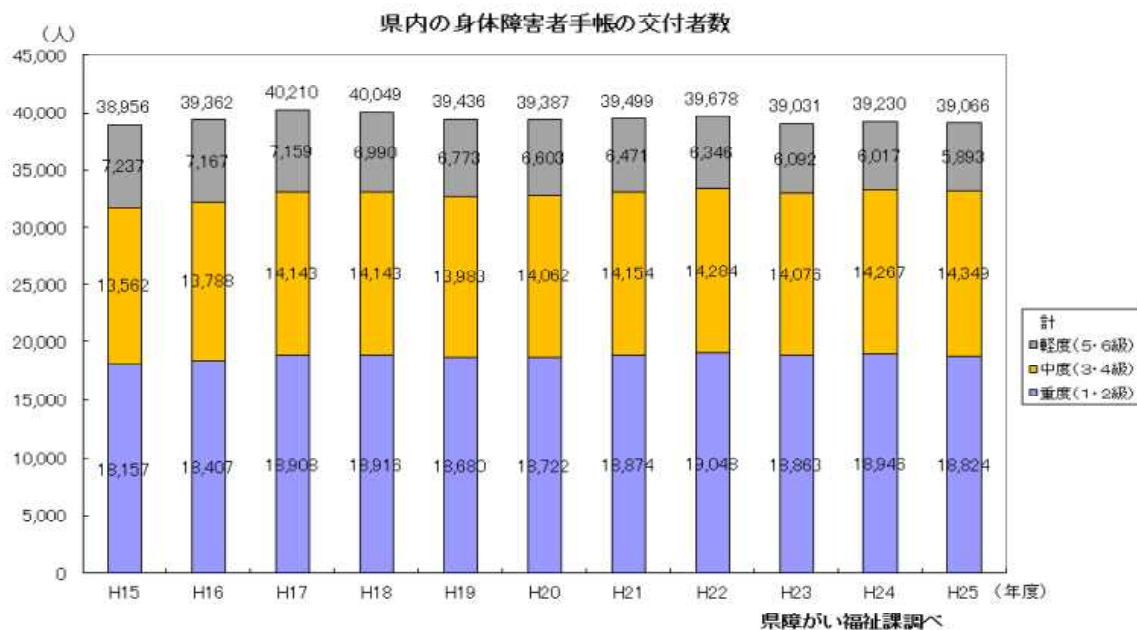
介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、20,495人の増加（要支援者が9,853人、要介護者が10,642人の増加）となっています。



## ② 県内の身体障がい者手帳の交付者数の推移

県内の平成25年度の身体障がい者手帳交付者数は39,066人で、平成15年度と比較して110人増加しています。また重度障がい（1級・2級）である人は18,824人で全体の48%を占めています。

なお、総人口に占める手帳交付者数の割合は、5.1%となっています。



## ③ 県内の療育手帳の交付者数の推移

県内の平成25年度の療育手帳を所持する知的障がい者数は7,474人で、平成15年度と比較して2,201人、41.7%増加しています。

障がいの程度別では、特に中軽度者（程度B）が95.8%増と、ほぼ倍増しています。





#### ④ 県内の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数の推移

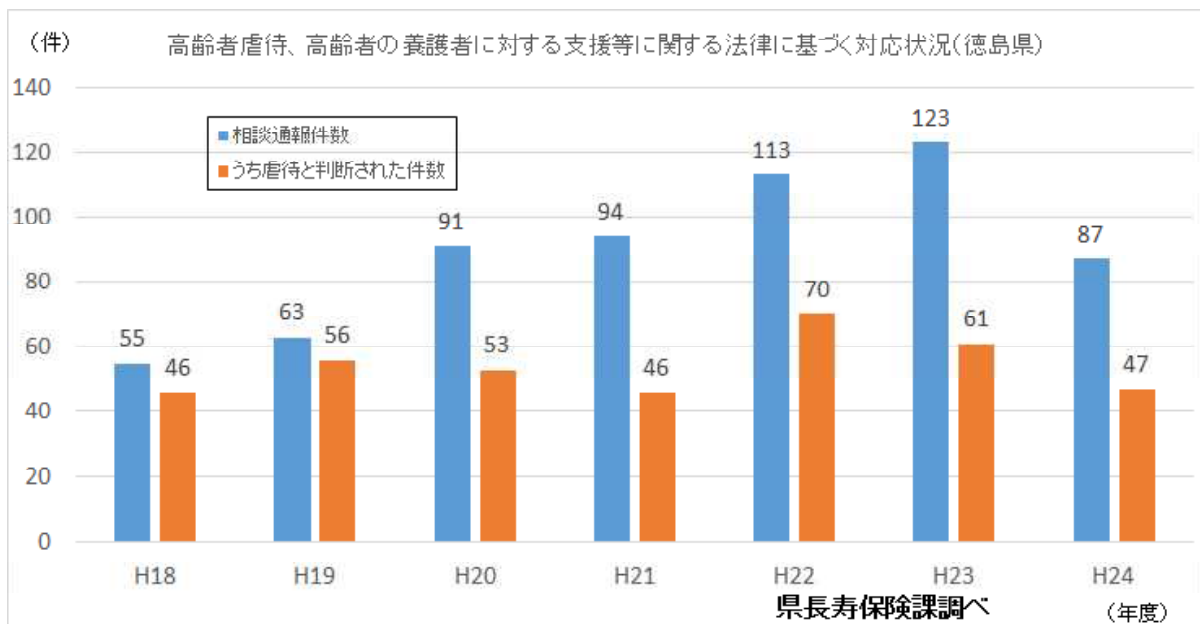
県内の平成25年度の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数は3,948人で、平成15年度と比較して2,395人、64.8%増加しています。



#### (5) 家庭内での問題

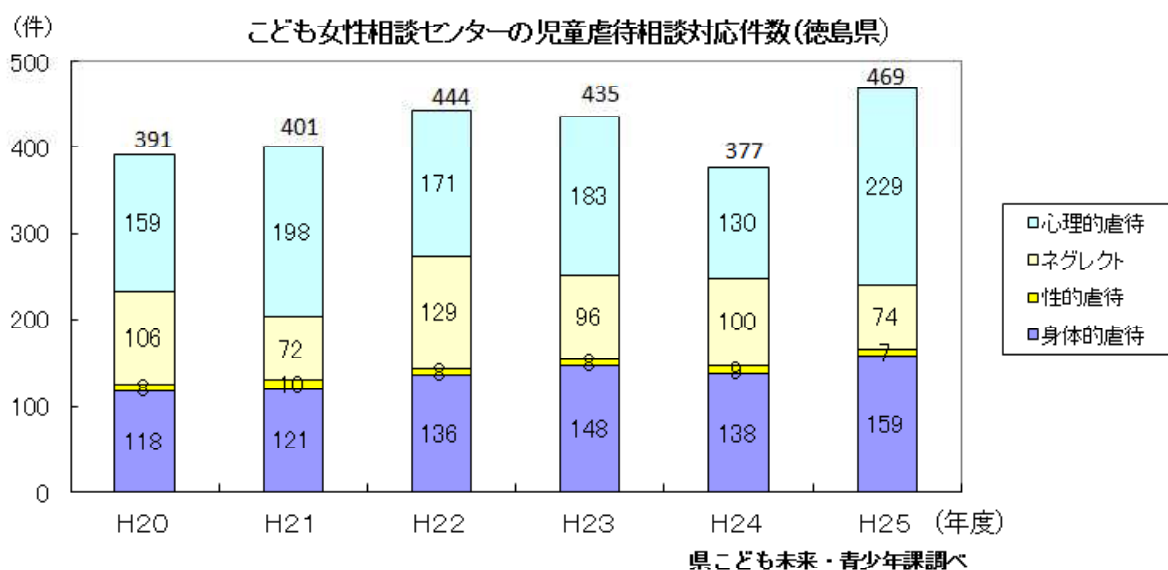
##### ① 高齢者虐待件数の推移

県内で、世話をしている家族、親族等による高齢者に対する虐待ではないかとして市町村に相談・通報があった件数は平成24年度で87件、そのうち虐待と判断された件数は47件となっており、調査を始めた平成18年度と比較して、それぞれ32件、1件増加しています。



## ② 児童虐待相談対応件数の年度別推移

平成25年度に県内のこども女性相談センター（児童相談所）が対応した児童虐待相談件数は469件で、平成20年度と比較して78件増加しています。虐待の種類別では、心理的虐待の増加傾向が顕著となっています。



## ③ DV相談受付件数・一時保護件数の推移

こども女性相談センターが受付したDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談受付件数は、平成22年度以降減少傾向にあります。平成25年度は1,970件であり、平成20年度と比較して563件増加し、1.40倍となっています。

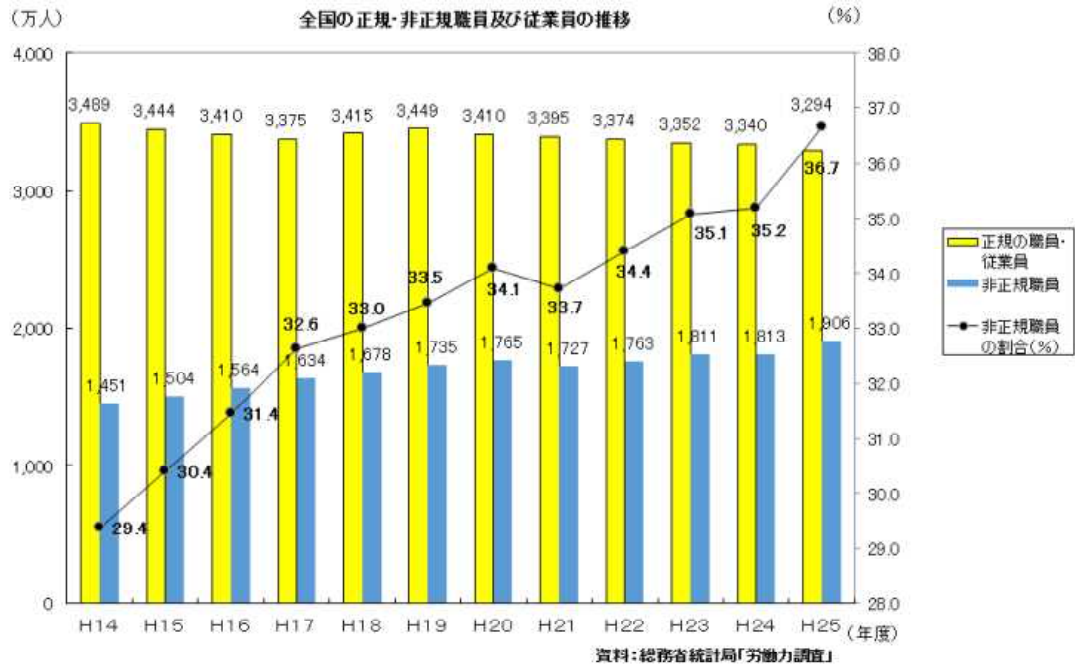
また、DV被害者の一時保護件数も、平成25年度には13件となり、減少傾向にあります。年度により変動があります。



## (6) 社会経済の構造変化等による影響

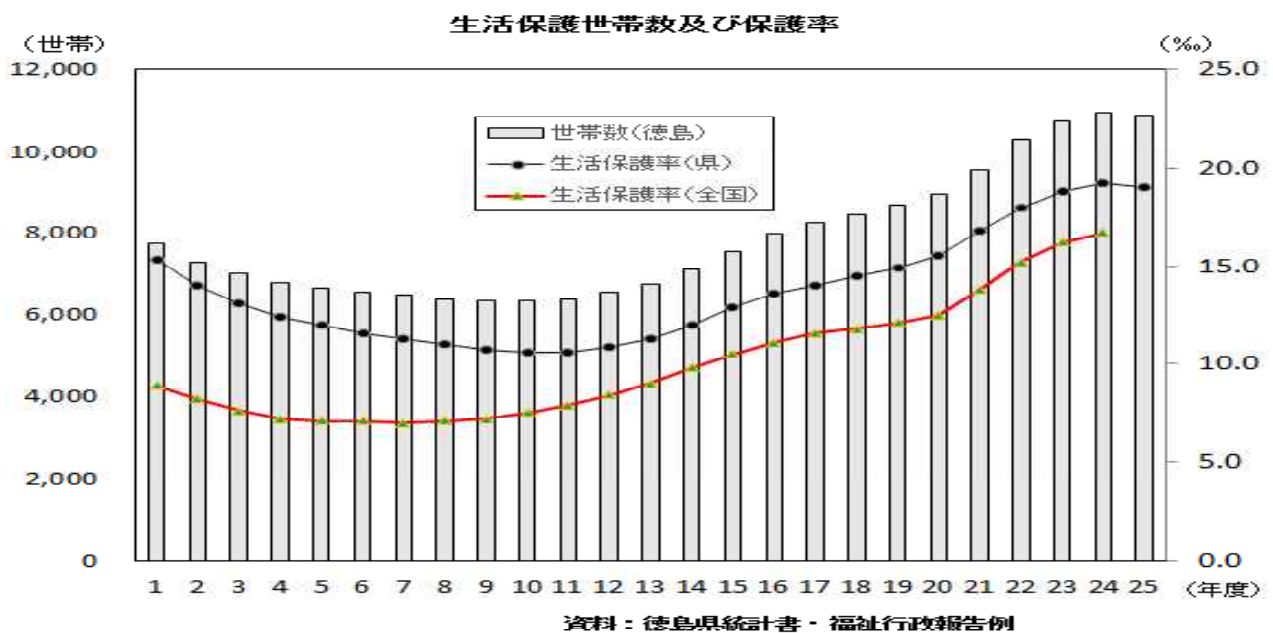
### ① 正規職員・従業員及び非正規職員・従業員の推移 (全国)

景気の低迷や労働人口の流動化により、正規職員・従業員が減少し、非正規職員の割合が増加しています。



### ② 生活保護世帯数・保護率の推移

人口1,000人に対する生活保護の被保護人員の割合である生活保護率は、昭和60年度以降は減少傾向にあり、その後、高齢化の進行や景気後退の影響を受け、全国では平成7年度を、本県では平成10年度を底に増加傾向が続いていましたが、近年は微増からほぼ横ばい傾向となっています。



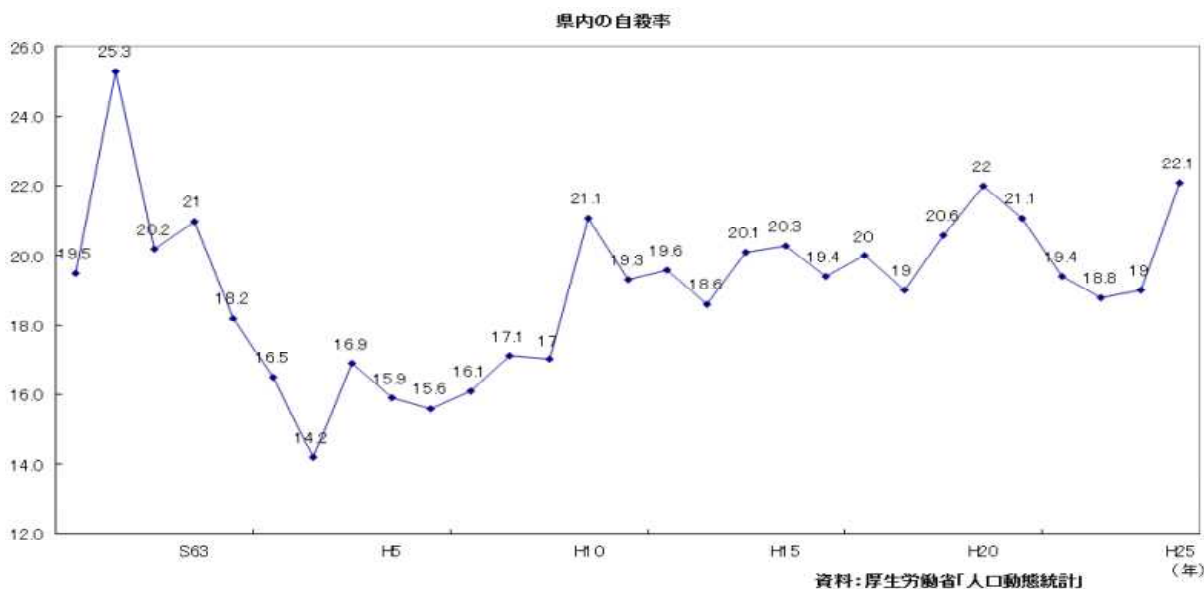
※生活保護率(全国)の指標については、平成24年度まで



### ③ 県内の自殺率の推移、自殺の原因・動機の分布

本県の自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は、昭和61年に25.3と非常に高い割合を示していましたが、その後増減を繰り返し、平成25年は22.1となっています。

原因・動機別自殺者数をみると、多い順に「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」となっていますが、自殺に至るまでには様々な要因が複雑に関係し、個人の問題として片付けられない社会的要因もその背景にあると考えられることから、社会全体で自殺予防に取り組む必要があります。



#### ◆徳島県の原因・動機別自殺者

順位	原因・動機	件数
1	健康問題	171
2	経済・生活問題	65
3	家庭問題	58
4	勤務問題	26
5	その他	23
6	男女問題	18
7	学校問題	10以下

【資料】地域における自殺の基礎資料及び徳島県警察本部資料

※原因は最大3つまで重複回答あり

※数値については、平成23、24、25の合算値

## (7) 地域福祉の担い手の多様化

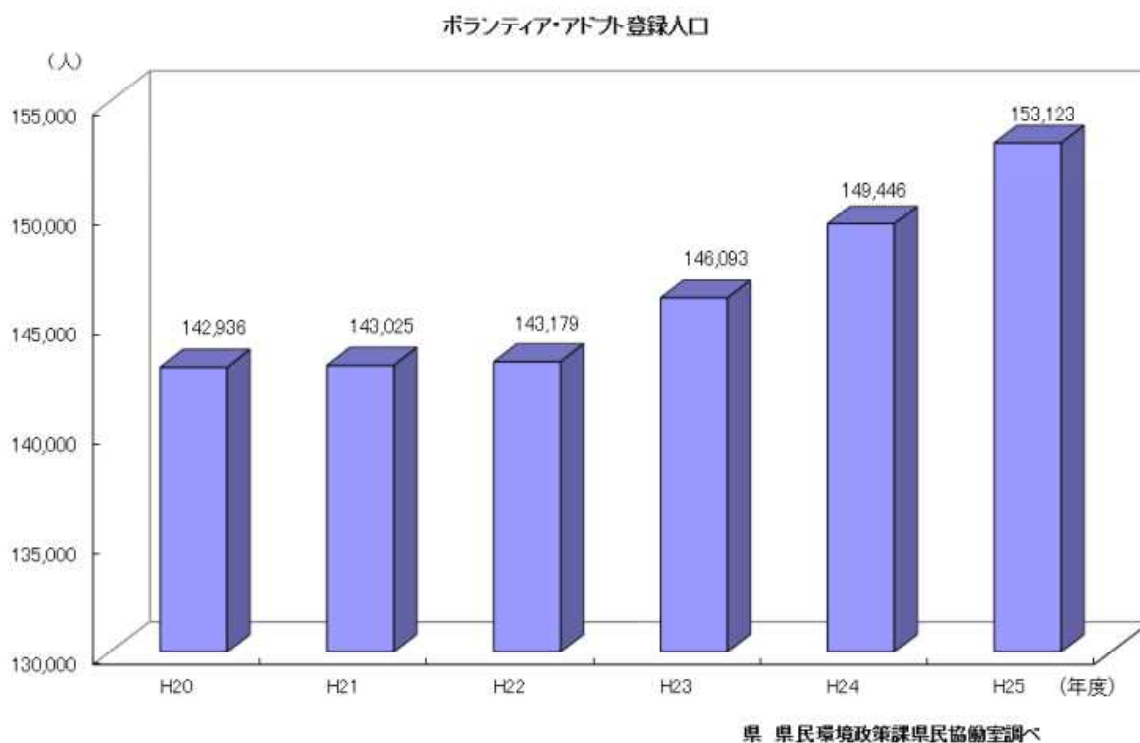
### ① 県内のNPO法人数の推移

平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されて以降、認証された特定非営利活動法人（NPO法人）は年々増加し、県内で認証されているNPO法人は、平成25年度末現在で327法人になっています。



### ② ボランティア人口の推移

本県におけるボランティア・アドプト登録人口は、ボランティア意識の高まりにより年々増加し、平成25年度に153,123人となっています。



## (8) 災害対策の必要性

### ① 社会福祉施設の耐震化率

県内の社会福祉施設等の耐震化率は、平成25年10月1日現在で86.6%となっています。特に、老人福祉施設では93.5%と、高い水準にあります。

#### 県内社会福祉施設等の耐震化率(平成25年10月1日時点)

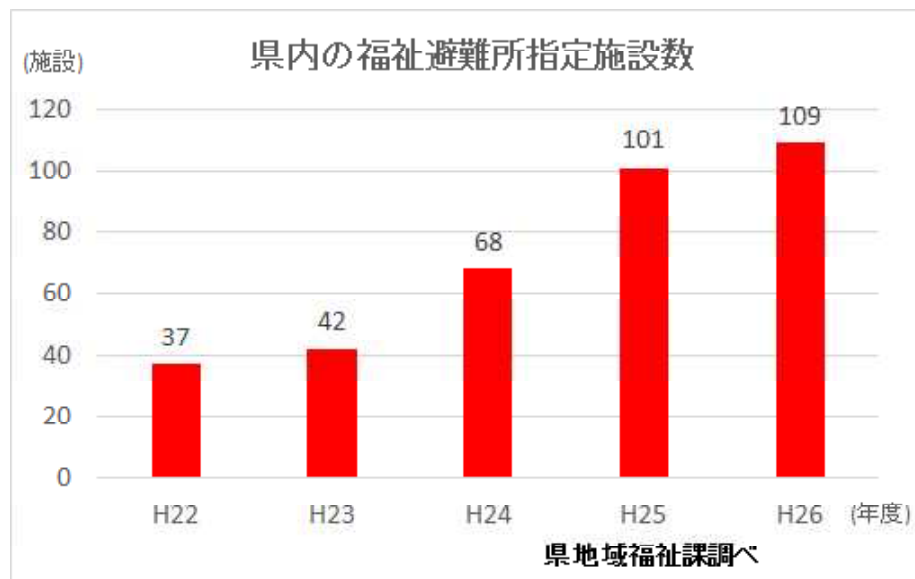
施設種別	全棟数(棟)	うち耐震化済(棟)	耐震化率(%)
児童福祉施設等	505	408	80.8
(うち保育所)	(270)	(225)	(83.3)
障がい者・児施設(精神含む)	363	301	82.9
老人福祉施設(介護含む)	921	861	93.5
その他保護施設等	52	25	48.1
計	1,841	1,595	86.6

#### 県地域福祉課調べ

※耐震化率=(昭和57年以降に建築された棟数+耐震診断の結果改修不要棟数+改築済棟数)/全棟数  
2階建て以上又は延べ面積200㎡を超える建物を対象

### ② 福祉避難所の指定状況

本県における福祉避難所の指定状況は、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり等により、平成26年度には109施設と、平成22年度の37施設から、約3倍に増加しています。



## 2 基本的な方向

### (1) 地域福祉推進の目標

地域の誰もが、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、「安心して暮らせる地域社会」となるためには、単に「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域住民をはじめ様々な福祉の担い手が「共に支え合い」、「地域の絆」を深めながら地域福祉を推進していくことが何よりも大切です。

このことから、本計画の基本目標を次のとおりとします。

**誰もが、共に支え合い、  
安心して暮らせる地域社会の実現**



### (2) 重点課題

「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」という基本目標を達成するためには、地域における「自助」「共助」「公助」の重層的なサービスによるネットワークの確立を図るとともに、次のような課題に向け、積極的に取り組む必要があります。

#### ① 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

福祉サービスの利用者が、身近な地域で安心して暮らすため、地域におけるトータルケアシステムや重層的なセーフティーネットの構築を通じて、利用者の希望や置かれた状況にふさわしい福祉サービスを提供する必要があります。

また、制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスに結びつけられるよう、相談支援体制を充実する必要があります。

さらに、利用者がサービスを選択するに当たり、適切な判断ができるような仕組みづくりや、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

#### ② 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進していく上では、地域住民の一人ひとりがその担い手であるという意識を持ち、福祉に対する正しい理解を持つことが重要です。

また、福祉サービスを提供する専門的な知識、技能を有する人材の養成、確保を図るとともに、複雑・多様化する地域ニーズに対応するため、従前からの福祉サービスの担い手である社会福祉協議会、民生委員、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織が地域福祉活動に参加し、「地域全体で地域を支える」仕組みづくりが重要になります。

### ③ 共に支え合う地域づくり

東日本大震災を契機に、地域の支え合い、「つながり」の大切さが、改めて見直されており、地域に住む誰もが社会的に孤立することなく、互いに見守り、支え合う福祉コミュニティの形成が求められています。

また、高齢者や障がい者の積極的な社会参画を通じて、「支援する人」と「支援を受ける人」を固定化するのではなく、誰もが、時には助け、時には助けられる、地域社会における「共生」の実現に向けた取組が重要となってきます。

さらに、まちづくりにバリアフリーやユニバーサルデザイン等の福祉の視点を取り入れることで、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながることを期待されます。

### ④ 災害に強い福祉のまちづくり

「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」といった大規模災害により、多くの尊い命が失われました。本県においても、切迫する「南海トラフ巨大地震」への対応は、喫緊の課題となっています。

災害時における避難行動等に支援を必要とする高齢者や障がい者等に対する支援策や、福祉避難所の整備、広域的な支援体制の構築等を通じて、地域で災害を迎え撃つ「災害に強い福祉のまちづくり」を推進します。

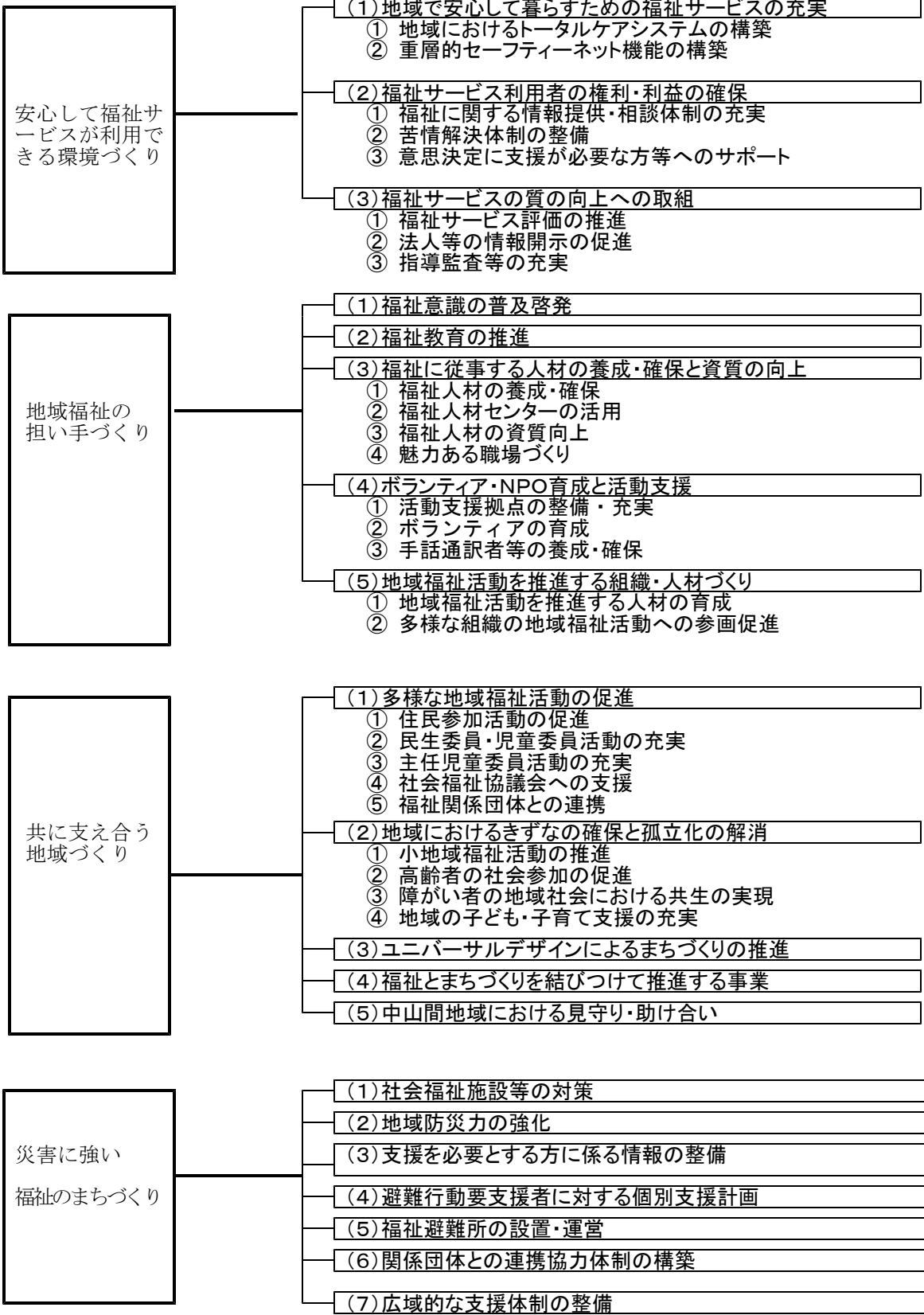
### Ⅲ 地域福祉推進の支援施策

#### 施策体系

4つの重点課題に対して、県・市町村・地域住民や民間団体が連携して取り組む主要施策

#### 【重点課題】

#### 【主要施策】



## 重点課題Ⅰ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

### 【現状と課題】

#### 1 福祉サービスの充実について

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、生活を送る上で発生する様々な課題を解決するため、高齢者や障がい者、子育て世帯等が、それぞれの状況に応じて、多様な福祉サービスを適切に活用できる環境づくりが求められています。

加えて、複雑多様化する福祉ニーズに対応するためには、医療、介護、生活支援等の個別サービスの充実に加え、利用者の状況に応じて、必要なサービスが一体的、重層的に提供されるよう、各サービスの提供機関が連携し、地域における福祉サービスの充実を、より一層図っていくことが重要になってきます。

#### 2 利用者の権利擁護について

福祉サービスの利用に際しては、まず、適切な情報やサービスの提供につながるよう、相談できる窓口が身近なところに整備されていることが必要です。

また、利用者によってはサービス利用に際して何らかの支援を要する状態であったり、財産管理等、日常生活における判断にサポートを必要とすることがあります。

サービス利用者が真に事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けられるようにするため、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

#### 3 福祉サービスの質の確保について

福祉サービスを提供する事業者が自らのサービス水準を点検し、改善を行い、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選びやすくするためには、サービス評価の実施や、利用者への情報開示を進めていくことが重要です。

また、こうした事業者による自主的な取組と併せて、サービスの質や事業の適正な運営を確保する観点から、福祉サービス評価事業や指導監査などにより、健全な事業運営のための支援や指導を行っていくことが必要です。

## 【主要施策】

### (1) 地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実

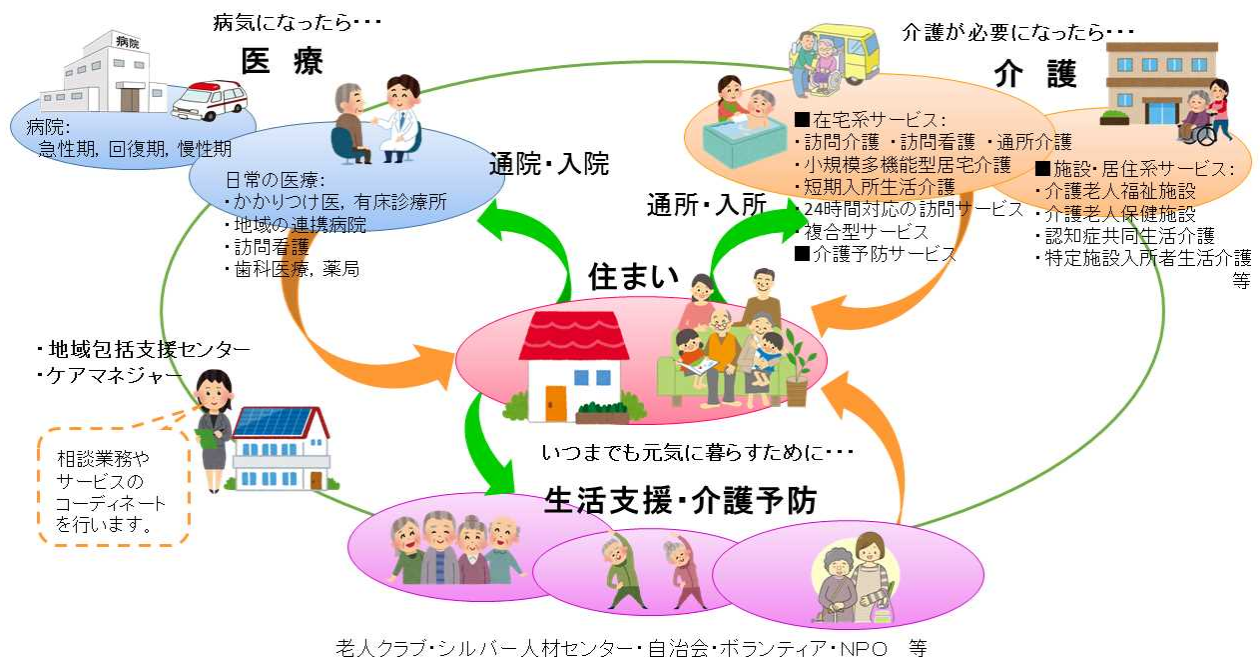
#### ① 地域におけるトータルケアシステムの構築

- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

県レベルでの地域包括ケア構築に向けた推進会議である「徳島県地域包括ケア推進会議」を「推進エンジン」として、全国に先駆けた2020年の「地域包括ケアシステム」構築を目指します。

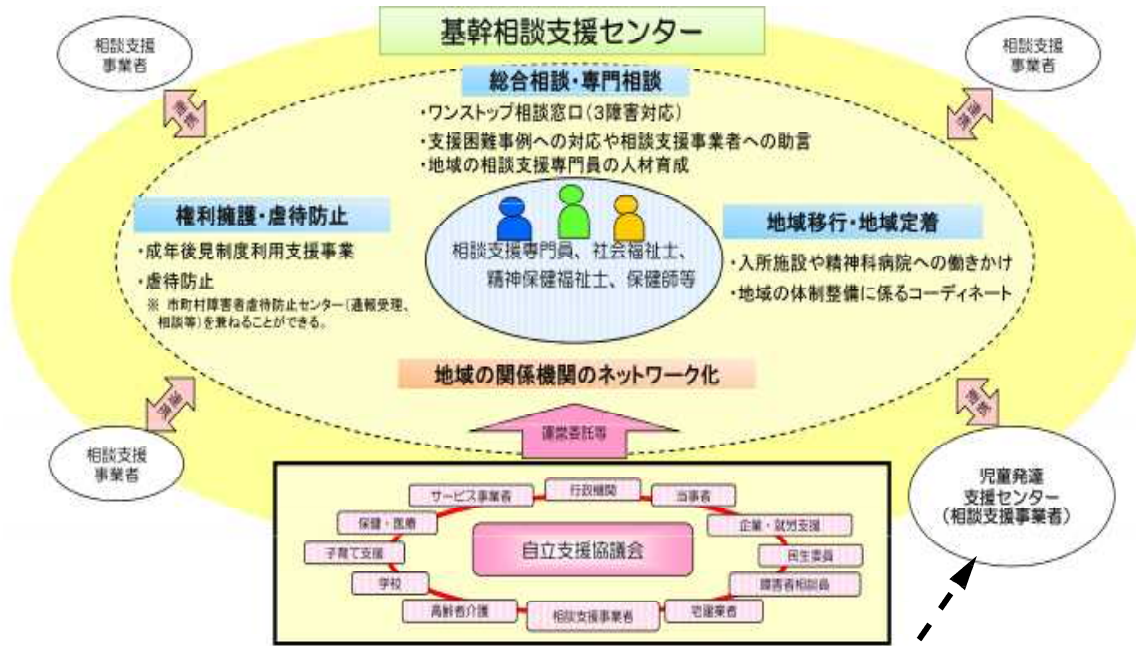
- 障がい者のケアマネジメントや子育て支援に従事する者の技術の向上を図るとともに、地域住民が多様なサービスを適切に活用できるよう、情報提供や関係機関との連携の体制を整備していきます。

#### <地域包括ケアシステムのイメージ>

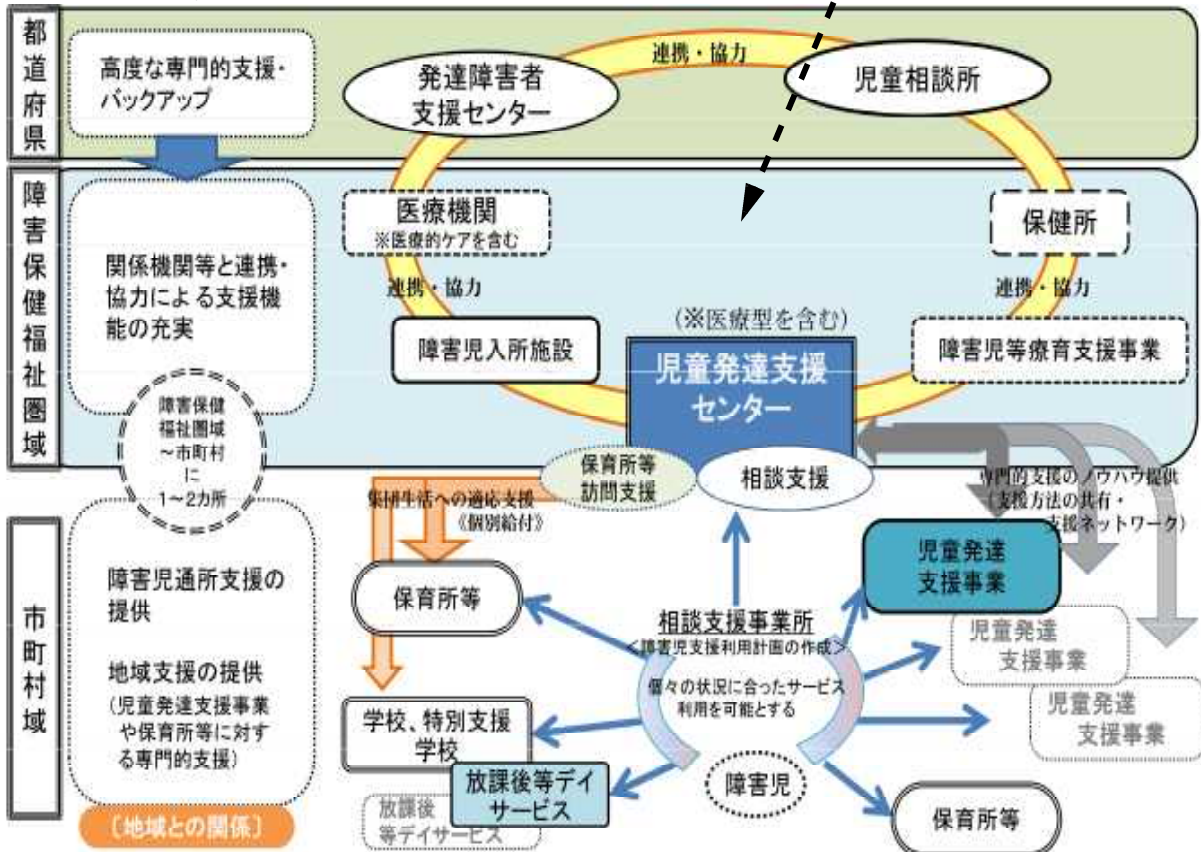




<障がい者支援のイメージ>



<障がい児支援のイメージ>



出典：厚生労働省

<子育て支援のイメージ>

## 地域子育て支援拠点事業

### 地域子育て支援拠点

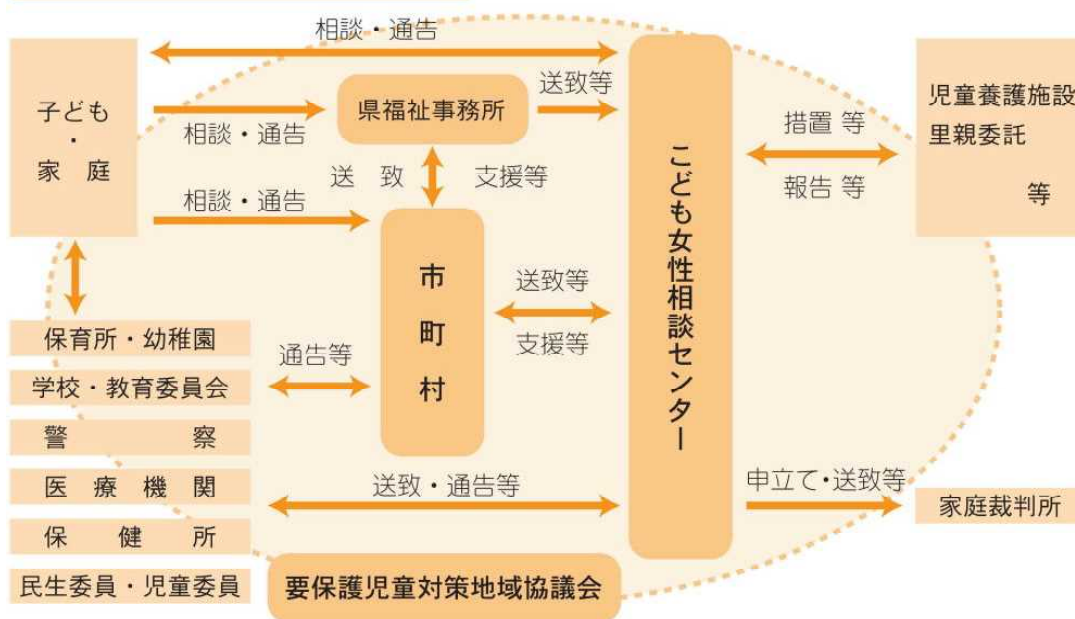
- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

#### 事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

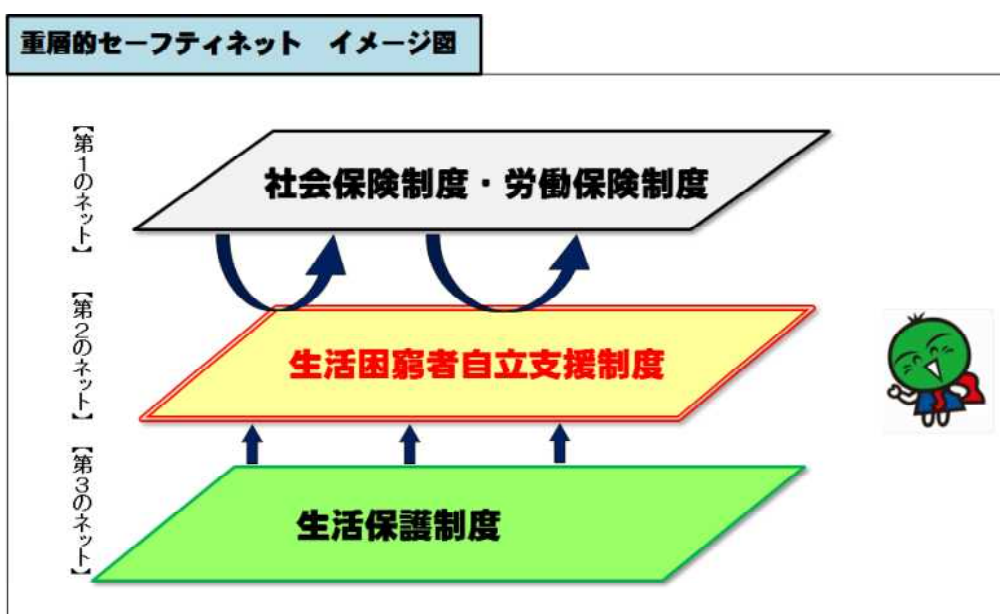


### 地域における児童虐待防止のシステム



## ② 重層的セーフティネット機能の構築

- 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方の下、生活保護の適正実施に努めるとともに、ハローワークと福祉事務所が一体となって、稼働年齢層（15歳～64歳）の生活保護受給者の就労促進を図る生活保護受給者等自立促進事業を推進します。
- 生活保護受給者や、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ「第2のセーフティネット」として、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため制定された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組めます。



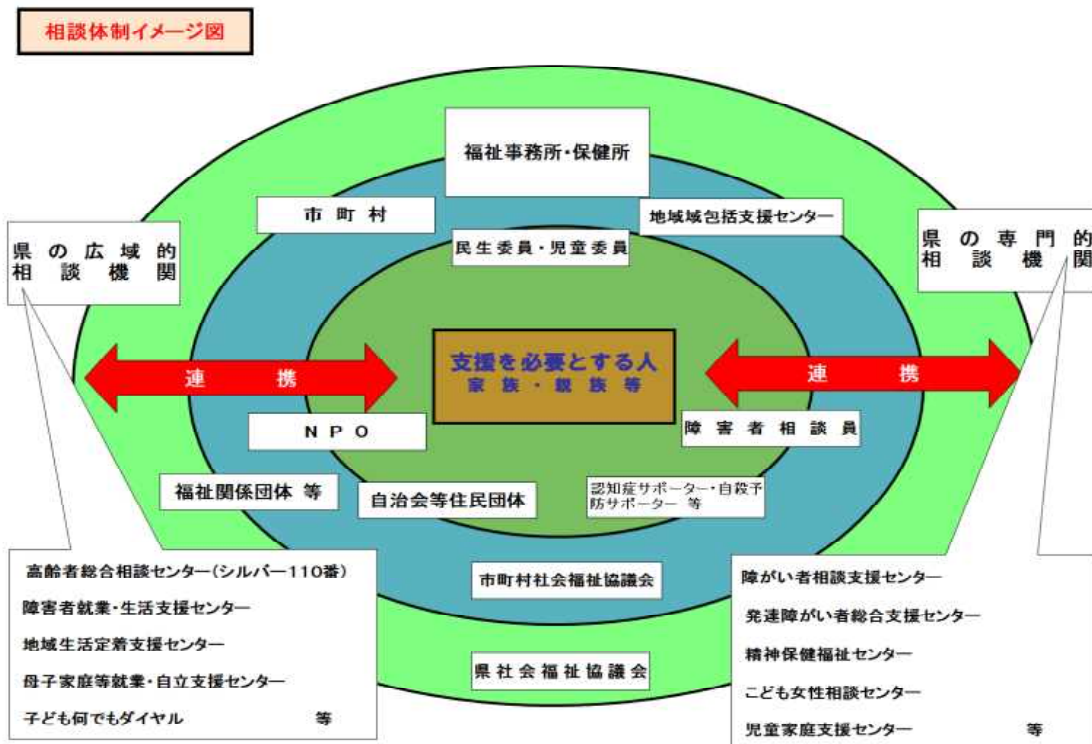
- 低所得世帯等が必要に応じて活用でき、多重債務の未然防止や生活保護に至らないためのセーフティネット機能の役割を果たすため、生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図ります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、貧困の状況にある子どもの学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援や経済的支援等に取り組めます。
- ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と向上を図り、その子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、平成26年に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭等への支援体制を充実し、その自立に向けた支援に取り組めます。



## (2) 福祉サービス利用者の権利・利益の確保

### ① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実

- 身近なところで支援を受けることができる相談窓口の周知に努めます。
- 地域住民に身近な立場で、情報提供と相談体制の整備・充実に努めます。
- 県設置の各種相談窓口の専門性向上と関係相談窓口間の連携強化を推進します。



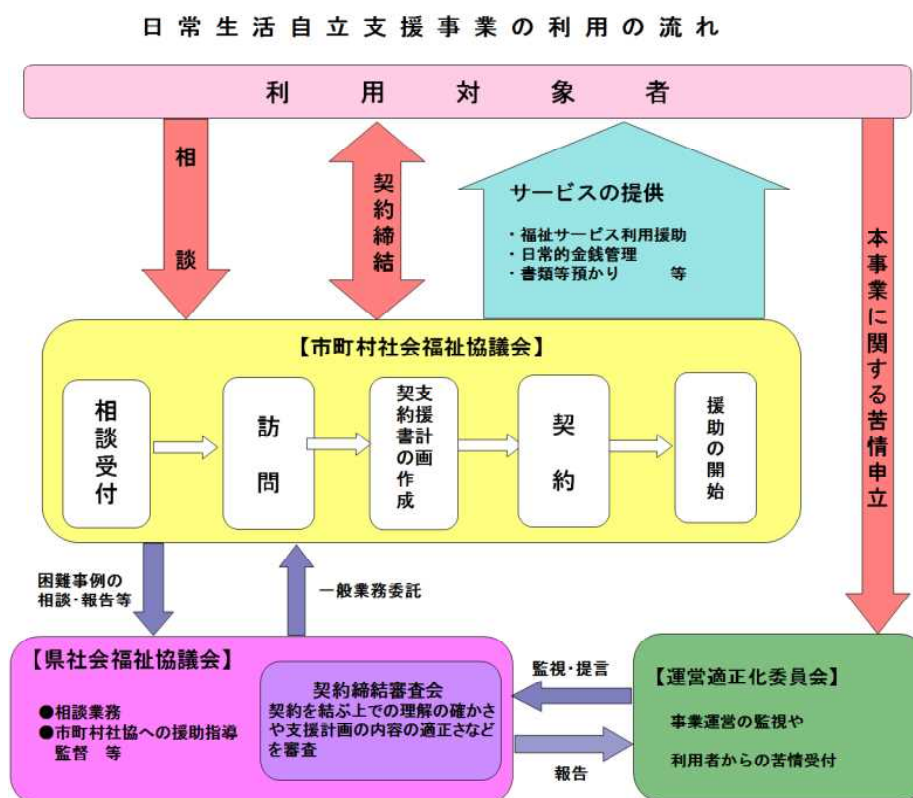
### ② 苦情解決体制の整備

- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。  
 社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情解決担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申出に基づいてあっせん等を行う徳島県運営適正化委員会が県社会福祉協議会に設置されています。さらには介護保険法により、事業者に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関として国民健康保険団体連合会が位置づけられています。
- 利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情申出しやすい環境を醸成するとともに、苦情解決が円滑に図られるよう、県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行い、利用者の満足度の向上とともに虐待防止対策等を講じるなど、利用者の権利擁護や、よりよい福祉サービスの実現に向けた仕組みの整備に努めます。

### ③ 意思決定に支援が必要な方等へのサポート

- 高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加などにより、日常生活における意思決定に支援が必要な方が増えています。

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分である場合でも、本人の人権が守られ、安心して地域生活を送れるよう、各種支援の充実、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知及び利用促進に努めます。



- 今後増加が見込まれる後見ニーズに対応するため、日常生活自立支援事業と成年後見制度を、包括的に支援する仕組みづくりを推進します。

- 認知症の方を地域全体で支えていくため、「県認知症高齢者見守りセンター」において、認知症の人やそのご家族の応援者である「認知症サポーター」を養成したり、認知症の方が徘徊により行方不明になった場合においても早期発見に繋げるために広域的な連携体制を構築するなど、認知症対策に取り組めます。

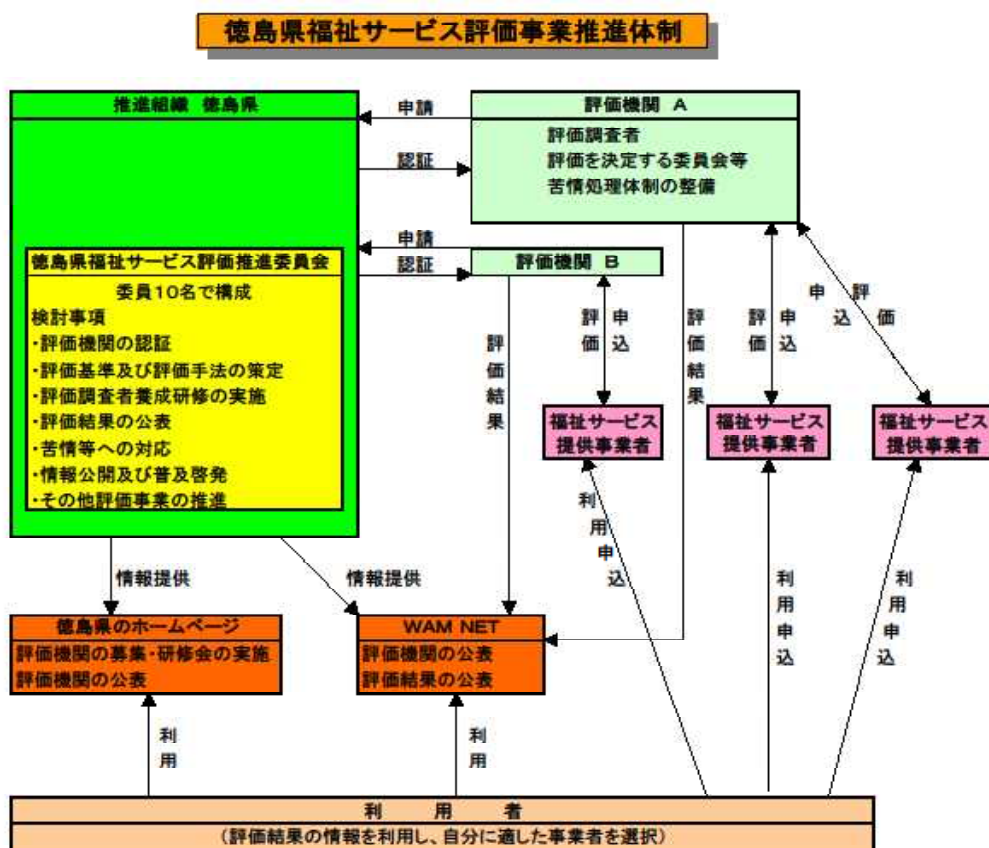
## 事例紹介 成年後見支援センター事業(徳島市)

<b>活動開始の時期</b>
平成26年2月1日
<b>活動を始めるに至った経緯</b>
平成25年3月に設置した徳島市社会福祉協議会権利擁護等支援事業推進委員会において、平成24年度に実施した成年後見制度に関する市民などへのアンケート調査結果や成年後見支援センターを設置して法人後見を実施している先進都市社協視察結果等をもとに5回の推進委員会を開催して、本協議会が法人後見ができる体制を整備することや成年後見支援センターを設置することなどについて検討協議した。平成26年1月28日に推進委員会から本協議会会長あてに最終報告を頂いた後、2月1日に成年後見支援センターを設置し、業務を開始した。
<b>活動の目的／趣旨</b>
成年後見に関する相談・支援事業及び講演会、研究会、パンフレット等による啓発活動等を通じて、判断能力の低下等により自身での契約や財産管理などが困難な方の権利を擁護し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見の理解と活用の促進を図る。
<b>活動(事業)の内容</b>
①相談支援 成年後見に関する相談・支援事業及び講演会、研究会、パンフレット等による啓発活動 ②講演会等の開催 市民に対して成年後見制度に関する理解を図る。 ③成年後見に関する情報提供 成年制度に関するパンフレット等を作成・配布し、制度の周知を図る。
<b>今後の展望と課題</b>
成年後見制度に関する市民の認知度が低い状況であること及び成年後見人の第三者後見人の割合が増加し、また、市長申立ての際の社協の法人後見の必要性が高まっていることなどが見えてきた。 このため、徳島市社会福祉協議会において、平成26年度中には法人後見を受任できる体制作りを進め、法人後見に関する業務を開始する。

### (3) 福祉サービスの質の向上への取組

#### ① 福祉サービス評価の推進

- 社会福祉法において、サービスの自己評価を行うことが事業者の努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を推進します。また、適切な自己評価が行われるよう、評価基準の提供等必要な支援を行います。
- 福祉サービス事業者が、現状のサービス水準や課題等の把握に努め、サービスの質の向上に結びつけていくため、公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な視点からサービス内容等を評価する、福祉サービス第三者評価の受審を促進します。また、その結果を公表することにより、利用者が適切なサービスを選択できるように支援します。



#### ② 法人等の情報開示の促進

- 多数の事業者が提供するサービスの中から、利用者が自分にとって最適なサービスを選択するために必要な、事業者の特性やサービス等に関する情報について積極的に情報公開を行うよう、社会福祉法人等の事業者に対して指導・助言を行い、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。また、法人の現況や財務等の情報についても、広く一般の方が閲覧できるようインターネットによる開示を推進します。

### ③ 指導監査等の充実

- 県は、社会福祉法及び関係法令等の規定や基準に基づき、事業者や施設に対して指導監査を実施し、運営等に問題がある場合は改善指導を行うなど適正な指導に努めます。
- 担当職員の資質の向上を図るなど、利用者の立場に立った健全な事業運営への支援となるような指導監査に努めます。





## 重点課題Ⅱ 地域福祉の担い手づくり

### 【現状と課題】

#### 1 生涯にわたる福祉意識の普及について

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたって、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報啓発を行っていく必要があります。

#### 2 福祉に従事する人材の養成・確保と資質向上について

少子・高齢化や核家族化の進行等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増大すると想定され、福祉の現場を支える看護職員、介護職員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉人材について、引き続き人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや、就業促進を行っていく必要があります。

また、質の高い適切な福祉サービスを提供するため、現場で働く福祉職員に対して、高度な専門性や幅広い知識、実践力を身につけて頂くため、各種研修を通じて、資質向上を図っていく必要があります。

#### 3 多様な福祉の担い手について

複雑・多様化する福祉ニーズに対応するためには、福祉の担い手にも従来の枠組みを超えた多様化が求められます。

従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、民生委員、NPO、ボランティア団体等に加え、社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織の地域福祉活動への参画を促進していくことが重要です。

## 【主要施策】

### （１）福祉意識の普及啓発

- 地域の中には、子どもや高齢者、障がい者など、何らかの支えを必要とする人々が生活しています。幼少期からの福祉教育の推進、地域の協働による活動やボランティア活動を通じ、「福祉への理解や関心」を、ライフステージを通じて高めていきます。
- 具体的に体験しながら、どうすれば地域が住みよいものになるかを考え、支援を必要とする人々と同じ目線で考える機会として、各種講座やフォーラムの開催等を推進します。

### （２）福祉教育の推進

- 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、子どもの頃から福祉を身近なものとしてとらえ、様々な体験活動を通して理解を深めながら、本格的な福祉活動に参加するきっかけを与える取組を推進します。
- 福祉教育を地域に根付かせるため、住民、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政等が協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 地域全体で福祉への理解を深めるため、小・中・高校・大学と地域や社会福祉法人等との協働による福祉活動やボランティア活動を促進します。

### （３）福祉に従事する人材の養成・確保と資質の向上

#### ① 福祉人材の養成・確保

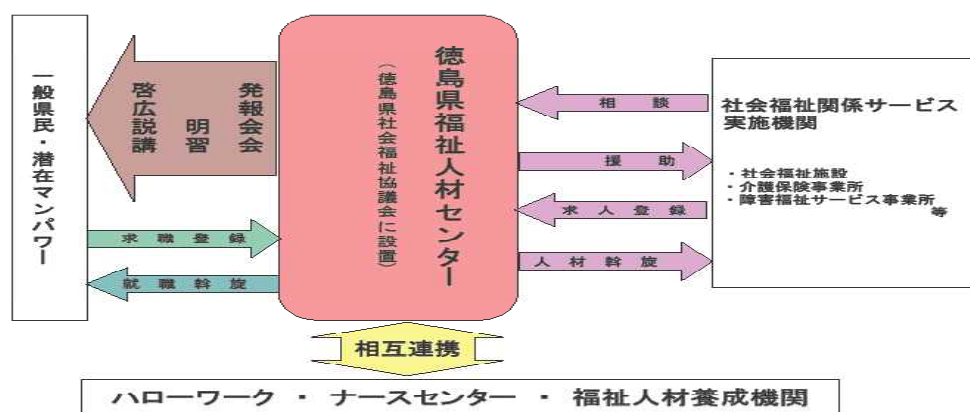
- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。  
特に介護分野においては、将来必要となる介護人材の需要数・供給数を推計し、長期的な視点で介護人材の育成・確保対策を図ります。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成機関を支援します。
- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施のほか、保育士資格の取得を支援するため、養成施設の受講料等や保育所等における職員代替に伴う雇上費に対する支援を行います。

## ② 福祉人材センターの活用

県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会を徳島県福祉人材センターとして指定し、運営しています。同センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、就職面談会の開催や福祉の職場体験の機会提供等を行っています。

- 利用者や求職者が就職情報等、福祉に関する必要な情報が得られるよう、インターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 福祉職場への就業を促進するため、県内の福祉関係養成校、職能団体、ハローワーク、行政等との情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供等を行い、福祉人材センターの機能強化に努め、人材の就業促進を推進します。
- 福祉人材センター内に「保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士の確保に向けた取組を推進します。

### 徳島県福祉人材センター



## ③ 福祉人材の資質向上

- 福祉サービスに従事する者の職種や経験の程度に応じた体系的な研修を実施します。

## ④ 魅力ある職場づくり

- 福祉・介護分野の活性化に向けて、福祉職場のイメージアップ、介護用ロボット器機の導入促進など、魅力ある職場づくりを推進します。

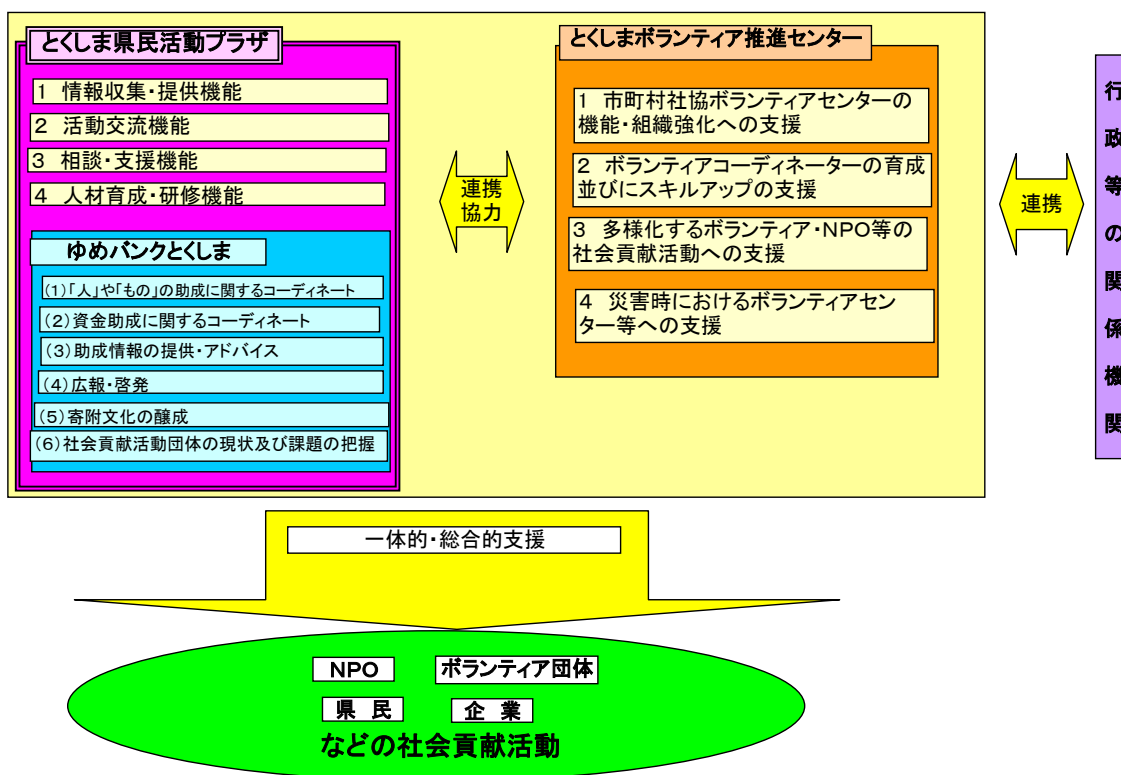
## (4) ボランティア・NPO育成と活動支援

### ① 活動支援拠点の整備・充実

ボランティア活動支援拠点においては、県民の理解の促進、情報の提供、人材の育成、交流・連携の促進を総合的に推進できる機能を整備する必要があります。

ます。本県では、ボランティア活動団体の活動支援拠点として、とくしま県民活動プラザやとくしまボランティア推進センターを設置しています。

## とくしま県民活動プラザ



- 参加と協働による地域づくりを推進するため、とくしま県民活動プラザを拠点として、県民による社会貢献活動に対する総合的な支援を行います。
- 「ゆめバンクとくしま」を通して、県民等からの寄附により社会貢献活動を支援する仕組みをつくり、寄附文化の醸成を図ります。
- とくしまボランティア推進センターでは、インターネットなども活用して利用者ニーズを把握しながら機能充実を図るとともに、国際交流、青少年の健全育成、男女共同参画などの各分野において設けられている他の拠点施設や各市町村のボランティアセンター等との連携を推進していきます。
- 夢と活力でにぎわうまちづくりを進めるため、NPOの立ち上げから自立までを支援します。
- とくしまパートナーシップを推進するため、地域の課題解決や活性化の担い手であるボランティア、NPOなど社会貢献活動団体等との協働事業の拡大を推進します。

## ② ボランティアの育成

- 県内のボランティア活動やNPO活動を積極的に行っている個人や団体が

加入し、広く県下に社会貢献活動を普及するための取組を行っている徳島県ボランティア協議会と連携して、ボランティア活動の普及・啓発を推進します。

- ボランティア活動への住民参加を促進するため、婦人団体、自治会をはじめとする地域に根ざしたボランティア活動を実施している団体や民間企業などと連携して、身近なところでのボランティア活動を体験できる機会を拡充します。
- ボランティア活動が自立した活動として継続的に行われるよう、専門的な研修等を行うことにより、高度な知識・技術を有する人材やボランティア活動についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

### ③ 手話通訳者等の養成・確保

- 障がい者の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者、音訳・点訳奉仕員など障がい者のコミュニケーション支援ができる人材や、外出や移動を支援するガイドヘルパーの養成と確保に努めます。

(単位：人)

区 分	平成25年度登録者等数
手話通訳者	62
要約筆記者*	90 (応用課程)
盲ろう者向け通訳・介助員	55
点訳奉仕員	225 (応用課程)
音訳奉仕員	677 (応用課程)
ガイドヘルパー	4,789 (養成研修受講者)

\*平成26年度より「要約筆記者」の登録が開始されています。

## (5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

### ① 地域福祉活動を推進する人材の育成

- 身近な地域での相談・見守り・支援等の地域福祉活動を推進するリーダーとなる人材を育成します。

(単位：人)

区 分	平成25年度養成者数
介護予防リーダー	882 (累計)
生きがいづくり推進員	564 (登録者)
認知症サポーター	1,715
障がい者サポーター	152 (登録者)
自殺予防サポーター	4,434

### ② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

- 従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人や民間事業者についても、災害発生時における福祉避難所としての協力や、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業(中間的就労)の実施等を通じて、地域福祉活動への参加を促進します。

## 重点課題Ⅲ 共に支え合う地域づくり

### 【現状と課題】

#### 1 住民参加活動について

地域では、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人、企業等様々な団体が、多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

なかでも民生委員・児童委員（主任児童委員）は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者です。地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けて取り組んでいます。

特に、近年は、子育て家庭への支援、児童虐待の早期発見やひとり暮らし高齢者の見守りなど、常に地域住民の立場に立ち、地域実態に即した具体的な取組が求められています。

#### 2 「地域のきずな」の確保、孤立化の解消について

地域に住む誰もが、生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、年齢や性別、障がいの有無、程度にかかわらず、全ての地域住民が孤立することなく、主体的に地域と関わりながら暮らしていけることが必要です。

そのためには、高齢者・障がい者等を「支えられる側」として捉えるだけでなく、その持てる能力、知識や経験を活かして、「支える側」として活躍していただくなど、地域住民全てが、それぞれの状況に応じて「互いに支え合う」という観点に立ち、地域における「きずな」を確保していくことが重要になります。

#### 3 関連分野との連携について

地域福祉の推進に当たっては、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、生活に密接に関連した分野との連携を図ることが重要です。このことによって、はじめて地域住民の課題を包括的に解決することが可能となります。また、各分野の施策を推進するうえでも、地域福祉と一体的に取り組むことにより、一層の効果が期待できる場面も多いと思われることから、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取組を進めていく必要があります。

## 【主要施策】

### (1) 多様な地域福祉活動の促進

#### ① 住民参加活動の促進

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、小地域のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークとして機能するよう支援し、その活用を図ります。

#### ② 民生委員・児童委員活動の充実

- 民生委員・児童委員は地域のつなぎ役として、地域住民個々の福祉ニーズに応じた、効果的な助言やサービス利用につなげていくことが期待されます。そのため、福祉事務所などの関係行政機関の業務への協力、社会福祉施設等の関係機関や団体との連携の強化を図ります。
- 各地区の民生委員児童委員協議会における定例会など、相談支援活動を情報共有し話し合う「仲間と学び合う研修」や、県が実施する対象別（新任・中堅・会長）研修、地域の課題にあわせた独自研修など「参加して学ぶ」研修等、民生委員・児童委員がよりの確な相談・援助が行えるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修を充実します。
- 民生委員・児童委員が活動を行う上での課題の把握に努め、円滑な活動が行える環境づくりを進めます。

#### ③ 主任児童委員活動の充実

- 主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整を行うことや、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うことを主な職務としています。地域担当の民生委員・児童委員を援助しながら深刻化している児童福祉問題に取り組めるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修を充実します。

民生委員・児童委員定数（主任児童委員含む）（単位：人）

平成19年12月1日	平成22年12月1日	平成25年12月1日
2, 0 1 8	2, 0 0 6	2, 0 0 9

#### ④ 社会福祉協議会への支援

##### ア 市町村社会福祉協議会への支援

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく、住民にもっとも身近なところで地域福祉を推進する団体として、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために各種福祉サービスを実施するほか、多様な福祉ニーズに応えるた

め、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。  
また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有し、多くの方々と  
の協働を通じて地域の最前線で活動しています。

制度に基づく福祉サービスとしては、「日常生活自立支援事業」や「生活  
福祉資金貸付事業」等の利用に関する相談及び利用手続、訪問介護や配食サ  
ービスなどがあり、制度に基づかない取組としては、地域のボランティアや  
NPO等と協力して行う社会活動のほか、ボランティア活動に関する相談や  
活動先の紹介、さらには、小中高校における福祉教育の支援等広範にわたり、  
地域の福祉活動の拠点として重要な役割を果たしています。

一方、市町村合併による市町村の広域化や過疎化・少子化が進行する中、  
地域力の低下を防止するため、小地域におけるきめ細かな福祉活動の推進や  
地域の活性化を図っていくことが重要となっています。

今後は、自らの民間性や先駆性を活かしながら、地域の取組にも積極的に  
関わる中で真のニーズを把握していくとともに、地域のあらゆる社会資源を  
調整し的確につなげていくなど、地域福祉推進の中心的な担い手としての活  
動が大いに期待されています。

- 行政計画としての「市町村地域福祉計画」と整合して、地域住民等の活動  
計画としての「地域福祉活動計画」が策定されるよう、県社会福祉協議会を  
通じて市町村社会福祉協議会を支援します。
- 地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談対応などの個別支援及び生活  
環境の整備や住民の組織化等の地域支援など、地域における福祉のきずなを  
強めるための活動を行う市町村社会福祉協議会職員のスキルアップに向けた  
取組を行います。



## 事例紹介

### 阿南市地域福祉活動計画の策定と実施(阿南市社会福祉協議会)

<b>活動開始の時期</b>
平成22年6月～平成24年3月 策定 平成24年4月～平成29年3月 実施
<b>活動を始めるに至った経緯</b>
少子高齢化の進展や過疎の進行により地域を取り巻く社会情勢が変化しており、さらに価値観の多様化による地域のつながりの希薄化は、高齢者の孤立死や児童虐待が増加する要因になっている。そのようななか、阿南市地域福祉計画と連携し相互に補完しあい、住みよい地域づくりを推進するために、阿南市地域福祉活動計画の策定が求められた。
<b>活動の目的／趣旨</b>
地域福祉活動計画は、市民による市民のための地域福祉計画と位置づけられており、策定、実行を推進しながら積極的に市民の社会参加を促し、市民相互の助け合いによって、誰もが安心して過ごすことのできる地域を目指す。
<b>活動（事業）の内容</b>
市民の意見を反映させ実行するために、市内を14地区に分け地区地域福祉活動計画と全体で取り組む市地域福祉活動計画を策定した。地区活動計画策定のために、地区実行委員会を65回、市地域福祉活動計画策定委員会を7回、作業部会を17回開催した。 策定した計画を実行に移すために、平成24年4月より5年間を実施期間として、市と14地区にそれぞれ実行委員会を立ち上げ活動している。活動内容は、4つの基本目標（交流、健康、安心、環境）ごとに具体的な計画を策定し推進している。計画は、各種団体が協力しながら進めており、たとえば「高齢者の見守りのネットワーク会議の開催」は、高齢者の社会的孤立の予防を目的に市内140か所で開催した。また、健康づくりのためのウォーキング大会の開催や婚活支援、三世代の交流事業など新しい事業が地域福祉活動計画で始まっている。
<b>今後の展望と課題</b>
それぞれの地区地域福祉活動計画の推進を促しながら、阿南市地域福祉計画との連携をなお一層、図っていく。さらに、平成27年度からは、第2期阿南市地域福祉活動計画の策定準備に入る。第1期の評価を検証しながら、地域づくりの推進のために広範な市民の参加を促す。

## 事例紹介

### 美馬市地域福祉活動計画実行委員会（美馬市社会福祉協議会）

<b>活動開始の時期</b>
市の各地区（美馬・脇町・穴吹・木屋平）実行委員会は平成20年度から第1次地域福祉活動計画（H20～24）を基に活動し、平成24年度に作成した第2次地域福祉活動計画（H25～29）を現在、活動に移している。
<b>活動を始めるに至った経緯</b>
住民や多くのボランティア、NPOなどの市民活動が幅広く行われている。こうした地域福祉活動を計画的、効果的に推進していくために策定委員会を立ち上げ、平成18～19年の2年間で第1次地域福祉活動計画（H20年～H24年）を策定し、平成20年に実行委員会を立ち上げて取り組み事業達成率は「90%」となっている。また、平成24年に第2次地域福祉活動計画を策定し、現在第2次地域福祉活動計画実行委員が計画を実行に向け事務局と共に取り組んでいる。
<b>活動の目的／趣旨</b>
地域で暮らす住民自身が、身の回りにある生活課題を解決するため地域で取り組むことが求められている。みんなが助け合える町をつくるため、様々な課題分析から、地域のニーズにあったものを計画に盛り込み、美馬地区では、「協働・共創・共生のまちづくり」脇町地区では、「ふれあい・思いやり・確かな絆」穴吹地区では、「地域の実情に応じた助け合い」木屋平地区では、「みんなで笑顔・ふれ愛・支えあい」の基本理念をもとに第2次計画で策定されたものを実行できるよう月1回実行委員会を開催し、事業へと取り組んでいる。
<b>活動（事業）の内容</b>
美馬地区実行委員会では、健康ウォーキングマップを作製し、ウォーキング大会を開催した。小地域で安心して暮らせるよう「あんしんカード」を作成し全戸配布を行った。昔の遊び（こま回し、べった、お手玉、あやとり等）伝承やニュースポーツ（キンボール、カラーリング）で子どもと地域の交流を行った。他団体と共催で地域の交流運動会を開催するなど地域とのつながりを深めている。三あ運動（あいさつ、あんぜん、あとしまつ啓発運動）を推進するべくチラシ作成等に取り組んでいる。 脇町地区実行委員会では、防災に関するアンケートを実施し防災知識や情報等を記載した安心カードを各戸へ配布した。健康に関心を持ってもらうようノルディックウォーキングを啓発し講習会を行ったり、「ウォーキングマップ」を作成し「ウォーキング大会」も開催した。環境問題として「プルタブ・ペットボトルキャップ回収」啓発のポスターを作成し幼小中学校や各会での協力依頼をすると共に収集したものを車いす等に交換し関係機関へ寄付を行っている。また、いきいきサロン・小地域ネットワーク活動・安心カードの見直しと活用推進を始めている。 穴吹地区実行委員会では、環境保全のために関係団体と意見交換会を行い、「不法投棄防止」の環境への取り組みとして立て看板設置や、「環境監視車」のマグネットを作成し、穴吹川の環境を守る啓発活動を行った。また、恵まれた自然を活かし

て、ウォーキングマップを作製し、ウォーキング大会も開催した。防災マップの見直し、避難先の周知、関係機関との意見交換会など行い、保存版啓発用パンフレット「災害に備えるために」を穴吹地区全戸に配布を行った。

木屋平地区実行委員会では、安心カードを作成し、「木屋平つながりネットワーク協議会」を立ち上げ安心カードの活用を推進した。また、サロン大交流会を開催し地域間の交流の場となった。合同防災訓練への協力や地元の食材を使った「木屋平創作食」開発や漢方を取り入れた「和漢食」の講習会を開催した。穴吹川の環境保全活動では環境を守る啓発活動を穴吹地区と合同で行った。地域で産業を興すための視察研修では、高知県で生産、加工、販売、雇用までを学び、木屋平地区の6次産業の開発につなげる。

### **今後の展望と課題**

今後も、第2次地域福祉活動計画の中から、住民活動として取り組めるものを見極め重要なものから実施していく必要がある。課題としては、実行委員が中心の活動となっており、実行委員への負担が大きくなっている。また、活動には限界があり、住民運動へと発展させる意識を持ち、地域住民からの協力者を増やす取組が必要である。

## イ 県社会福祉協議会への支援

県社会福祉協議会は、各市町村を通ずる広域の見地から事業の企画・実施、住民参加への援助、調査・普及・宣伝などに関する各種事業をはじめ、社会福祉従事者の養成及び研修、社会福祉事業の経営に関する指導・助言など、市町村社会福祉協議会や関係福祉団体と連携を図りながら、本県の地域福祉を推進していく中核的な担い手としての役割を果たしています。

また、今日まで、ボランティア活動方法を確立させ、徳島で生まれ全国へと広がった「善意銀行」の開設に象徴されるように、本県ボランティア活動の推進に大きく寄与し、利用者と提供者との対等な契約利用制度、利用サービス評価や苦情解決対策など新たな仕組みが導入された社会福祉法への改正後においても、高齢者・児童・障がい者福祉の推進、地域福祉の推進に積極的に取り組んできました。

今後は、住民の福祉課題や生活課題の解消又は緩和に向けて、個別の活動と併せて、生活福祉資金等貸付事業や日常生活自立支援事業をはじめとする諸事業を適切に組み合わせた支援を行うことで、セーフティーネットの重層化の一翼を担うとともに、社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化を見極めつつ、社会福祉に関わるさまざまな施策や制度を、当協議会活動にいかに関結びつけ、効果的に実施していくかが重要となってきます。

さらには、地域住民の多様な生活課題に的確に対応できる新たな支え合いの仕組みを構築していくため、当協議会が行政はもとより福祉関係者や住民ボランティアなどと協働し、より専門性の高い事業を展開していくことが期待されます。

- 市町村社会福祉協議会との協働で実施する事業や諸活動が円滑かつ効果的に実施されるよう支援します。
- 福祉従事者の人材確保や資質向上をはじめ、社会福祉関係団体との連携、福祉サービス利用者への適正な提供などにより、県社会福祉協議会が本県の地域福祉を強力に推進できるよう、その体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

## ⑤ 福祉関係団体との連携

県下のそれぞれの地域においては、生協や農協等の協同組合や企業などさまざまな団体が、福祉以外の目的も含め多様な目的をもって存在しています。その中でも、地域福祉の推進を目的とする徳島共同募金会や徳島県福祉基金などの団体や、障がい者や高齢者等の社会的な支援を必要とする人やその家族が組織する、当事者だからこそ提案できる意見を持った団体や社会福祉事業を営む団体との連携を図ることは重要です。

## ア 徳島県共同募金会との連携

- 共同募金は、住民相互の助け合いを基調に、民間福祉活動を支える主要な財源として大きな役割を果たしています。赤い羽根共同募金のPRへの協力など、県共同募金会と連携し、募金活動の活性化を促進します。

## イ 徳島県福祉基金の助成事業の支援

- 地域福祉の課題解決に寄与する事業に助成する県福祉基金の活動を支援していきます。

## ウ 老人クラブへの支援

- 老人クラブは、おおよそ42,000人の会員を擁する県内最大の高齢者組織であり、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と安否確認を目的とした「友愛訪問活動」やこども達の登下校時における見守りパトロールなど、様々な分野で地域社会づくりに貢献しています。地域の担い手が減少する中、高齢者も地域を支える主役として活躍していただくことが重要であり、今後とも組織的な社会貢献活動の推進が図られるよう支援に努めます。

## エ とくしま“あい”ランド推進協議会との連携

- とくしま“あい”ランド推進協議会と連携して、スポーツやボランティア活動等の組織づくりや仲間づくり、地域福祉のリーダー養成など官民挙げた取組を推進します。

## オ その他

- 障がい者団体をはじめとする当事者団体や社会福祉施設を運営する団体等、福祉関係団体との連携を強化していきます。

## (2) 地域におけるきずなの確保と孤立化の解消

### ① 小地域福祉活動の推進

- 地域に関わる生活課題の早期把握と解決に向け、班、組といった近隣の単位での見守り等の活動、自治会・町内会の単位でのサロン活動、防犯・防災活動や支え合いマップの作成、小学校区・中学校区における子育てサークルや放課後の子どもサポートなど、お互いにしっかりとつながりを持てる環境のもとで、多様な小地域福祉活動の展開を推進します。
- 多様な小地域福祉活動が、それぞれの地域の実情に合わせて県内全域に展開され、地域コミュニティが活性化していくよう支援します。

## ② 高齢者の社会参加の促進

- 人口減少や単身高齢者世帯の増加などにより、高齢者の地域での孤立が大きな課題となっています。  
地域社会の様々な分野で、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、高齢者が、これまで培った知識、経験、能力を活かし、生涯にわたり健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、取組を推進します。
- 高齢者を対象として、地域の福祉を推進するリーダーを育成する「シルバー大学校」を開講するとともに、更に専門的で高いレベルの学習機会を提供する「シルバー大学校大学院」を開講することにより、社会貢献活動を推進する人材を養成します。
- シルバー大学校大学院の卒業生を「生きがいづくり推進員」として登録し、「シニア応援サイト」等を活用して活躍の場づくりを支援するとともに、シルバー大学校・大学院卒業生が地域貢献活動の中心的役割を担うことができるよう、環境整備を推進します。
- 高齢期の生活を豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に結成され、社会参加活動の一環として友愛訪問活動等を行う「単位老人クラブ」や「市町村老人クラブ連合会」に対して、市町村と連携してその活動を支援します。
- 「老人クラブ連合会」が実施する「介護予防リーダー」の養成事業等に対し支援を行うとともに、各市町村に設置している介護予防活動推進協議会を核として介護予防リーダーの活動の場づくりを推進します。

## ③ 障がい者の地域社会における共生の実現

- 障がい者が自立し、社会参加できるようにするためには、必要な情報のコミュニケーション手段が確保されなければなりません。  
このため、障がい特性に配慮した点訳・音訳・手話等によるコミュニケーション手段の提供体制の充実に努めます。
- 障がい者が県内外において移動する際に必要なガイドヘルパーなどのサービスを受けることができるよう、情報提供を行うとともに、障がい者の移動手段の確保に努めます。
- 市町村の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等に対し研修等の支援に努めます。
- 家庭事情や住宅事情などの理由で日常生活の援助を必要とするため、また、地域生活を希望する入所施設入所者等の地域での自立生活を支援するため、各種法人等が実施するグループホームの整備について支援します。

- 障がい者の自立と社会参加を促進するためには、就労対策が重要となります。  
障がいのある人の職業的自立を促進するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就業支援と生活支援を総合的に実施することにより、就業の一層の推進と雇用の安定に努めます。
- 民間企業と公的機関が連携して障がい者の一般就労を推進するとともに、共同受注窓口を整備し、授産製品のブランド化を進め、商品力の強化を図るとともに、各施設が協働した受注体制、ネットやイベント等での販売体制、PR戦略などを確立し、販路拡大を促進することにより、工賃アップを図ります。
- 障がい者が、スポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の維持や体力の増強を図るとともに、自立と社会参加意欲の向上を図る上で、大きな役割を果たしています。県域における障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会に選手団を派遣するとともに、「障がい者交流プラザ」を活用し、障がい者のスポーツ活動、レクリエーション活動の振興に努めます。
- 芸術・文化・余暇活動に参加することも、障がいのある人の生活を豊かにし、社会参加を促進するとともに、障がいのある人への理解と認識を深める上でも大きな役割を果たしています。障がい者の活動と交流の拠点である「障がい者交流プラザ」を活用する等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていきます。
- 障がい者が高齢者のお宅を訪問し、就労支援施設で作ったお弁当やパン、地域で調達した日用品等をお届けするとともに、見守り活動を行う「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」等の取組を通じて、障がいのある方に「支える側」として社会貢献をする喜びを得ていただくとともに、授産品の販路拡大による工賃アップを目指します。



## 事例紹介

### 障がい者が繋ぐ地域の暮らし “ほっとかない” 事業 (徳島県・各社会福祉法人)

<b>活動開始の時期</b>
平成25年4月
<b>活動を始めるに至った経緯</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の課題 徳島県では高齢化が全国と比較して早く進行しており、過疎化に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増加し、買物に不便を感じられている方が増加している。</li><li>・障がい者施策における課題 工賃向上など自立と社会参加を促進するとともに、障がい者のもつ才能を生かしながら、働く喜びの感じられる場の創出を図っていく必要がある。</li></ul> <p>これらの課題を解決するため、障がい福祉施策の一つ、福祉的就労「就労支援」を地域貢献につなげる「仕組み」づくりに取り組む。</p>
<b>活動の目的／趣旨</b>
買物に不便を感じられている高齢者へ授産製品（お弁当など）と日用品をお届けするとともに、見守りを行い、生活の利便性の向上と不安の解消を図る。
<b>活動（事業）の内容</b>
平成25年度 西部地域において活動開始 実施団体 社会福祉法人池田博愛会 対 象 三好市池田町箸蔵地区に居住する高齢者等 平成26年度 東部地域及び南部地域において活動開始 ○東部 実施団体 社会福祉法人カリヨン 対 象 徳島市、名西郡等に居住する高齢者等 ○南部 実施団体 社会福祉法人柏涛会 対 象 海部郡に居住する高齢者等  施設の職員と利用者（障がい者）が移動販売車両で各高齢者宅等を訪問し、注文を受けた商品をお届けするとともに、見守りを行う。
<b>今後の展望と課題</b>
地域の実情やニーズを確認しながら、県内各地への展開を図る。

#### ④ 地域の子ども・子育て支援の充実

- 家庭の子育て力や地域の子育て支援機能の低下とともに、育児の負担・不安や孤立化が増してきており、子育て支援サービスの充実とともに、行政はもとより、企業、学校、地域社会、家庭をはじめ、地域のすべての人々が、子育て家庭への関心や理解を深められるよう支援することが求められています。  
このため、子育て家庭のニーズに応じた多様な保育など市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実や、子育てのための拠点施設等の整備を支援するとともに、「徳島県子育て総合支援センターみらい」を中心として、市町村、関係団体と連携し、地域住民が子育てを応援する取組を支援します。
- 昼間就労等により保護者がいない放課後児童などの安全な生活と健全な遊び場を確保し、子どもが安心して放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充や相互に連携した取組を支援します。
- すべての子どもを対象とした安全・安心な子どもの活動拠点を設けるとともに、地域住民の参画を得た勉強やスポーツ・文化活動等の取組を推進します。
- 急増する児童虐待問題に適切に対応するため、相談支援体制を充実し、市町村及び関係機関との連携を図ります。また、児童養護施設等の養育単位の小規模化や里親等委託を促進し、社会的な養護を必要とする子どもが、家庭的な環境で安全に安心して生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- 次代を担う子どもたちの明るい未来のために、全ての家庭で安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。  
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、市町村との緊密な連携の下、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、質の高い教育・保育の提供等、地域における子育て支援の充実を図ります。

#### (3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成19年徳島県条例第14号）に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。
- とくしまユニバーサルデザイン県民会議を通じて、県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組を実践します。  
また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組について表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。

- 身体障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進します。

また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用（平成26年3月末現在31府県）により、利便性の向上を図ります。



#### （４）福祉とまちづくりを結びつけて推進する事業

- 人口減少や高齢化、基幹産業の低迷などにより、地域活力が低下している地域、特に過疎地域などにおいては、従来の経済概念にとらわれない「共助」や生きがいづくりなど、地域の活性化につながる新たな取組を支援する必要がある。地域住民が、地域の人材、ノウハウ、施設、資金などの資源を活用して行う経済活動や、地域の問題解決に向けた活動を事業のかたちで展開する「コミュニティビジネス」などの取組を促進します。

#### （５）中山間地域における見守り・助け合い

- 中山間地域の潜在能力を引き出し、新しい視点から集落再生に向けた取組をまとめた「とくしま集落再生プロジェクト」に基づき、高齢者等の見守り、買い物・移動支援、防災・自治強化などの取組を促進します。
- 日常業務において、ひとり暮らし高齢者等と接する機会の多い民間団体との「高齢者等の見守り活動に関する協定」締結などにより、地域の実情に応じたよりきめ細かな高齢者の見守り体制の充実・強化に取り組みます。
- 老人クラブの会員が「友愛訪問員」となり、ひとり暮らし高齢者等を定期的に訪問し、安否確認や話相手となって高齢者の孤独感の解消や社会参加の促進を図る「友愛訪問活動」について、高齢者が高齢者を見守る先駆的な取組として、表彰制度の運用等による更なる活動の活性化を図ります。

## 事例紹介

### ひとり暮らし高齢者安心事業（つるぎ町社会福祉協議会）

<b>活動開始の時期</b>
平成23年4月
<b>活動を始めるに至った経緯</b>
過疎高齢化が進み、地域で助け合い、支え合いが難しくなっている。高齢化率は40%を超えており、ひとり暮らし高齢者が増加し孤立している世帯や孤独死が増えてきている。このような現状を踏まえて、行政と協議を重ね行政からの委託事業として実施することになる。
<b>活動の目的／趣旨</b>
地域で孤立し、又は孤立するおそれのあるひとり暮らし高齢者に対して、定期的な訪問による見守り、安否確認、生活に必要な情報の提供等の生活支援を行うことにより、ひとり暮らし高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりに資することを目的とする。
<b>活動（事業）の内容</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○旧町村（半田・貞光・一字）ごとに生活安心訪問員を配置。</li><li>○対象者は、65歳以上のひとり暮らし高齢者（H26.4.1現在850名）。</li><li>○対象者宅を生活安心訪問員が訪問して相談の受付や生活の変化に気づき対応したり、働きかけをする。問題が起こる前に対応する予防的支援に重きを置いて取り組んでいる。また、地域での孤立や孤独死を未然に防ぐために、本人と近隣住民や民生委員等と関係が構築できるように働きかけをしている。</li><li>○具体的には相談の聞き取り等をした訪問員は地区担当職員につなげる。地区担当職員は行政や民間事業所、地域住民と連携しながら解決を模索する。</li><li>○解決にあたり、行政の関係課と2ヵ月に1回、実務担当者会を開催し解決にあたっての問題点等を話し合う。</li><li>○民間事業所との連携は、「顔なじみ見守りネットワーク事業」を立ち上げて、協力事業所と協定を結び問題の発見時に連絡が入る体制づくりや、解決を模索中での協力体制を構築している。</li><li>○地域住民との連携は、民生委員や見守りボランティア、いきいきサロン担い手等と常に連絡を取り合い情報交換等を実施している。</li><li>○様々な住民や関係団体等との連携をとおして、生活課題を個人の問題と捉えず、自分の住む地域の問題として捉えてもらい、住民自らが安心してくらせる地域づくりができるように働きかけている。</li></ul>
<b>今後の展望と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ひとり暮らし高齢者の中で認知症等の問題を抱えて定期的に訪問が必要な方が多数いる。その方に対して定期的に訪問できる体制づくりを今後検討していく必要がある。</li><li>○この事業をとおして、地域で問題とされている生活課題が明確になった。その生</li></ul>

活課題を解決するために必要な事業を検討して実施している。これからも1人ひとりの生活課題を解決するための事業を開発していきたい。

- 「顔なじみ見守りネットワーク事業」の対象者は、年齢、障がい等に関係なく「気になる世帯」「様子がおかしい世帯」としている。ひとり暮らし高齢者と限定していない。対象者を限定しなかった理由としては、ひとり暮らし高齢者安心事業をとおして、引きこもり、親の年金で生活している息子等様々な問題を抱えている世帯が多くあることに気づいた。その世帯はどの制度やサービスにも当てはまらない。そういった世帯とどのように関わりを持つか、どのように把握するか また、その世帯に対してどう対応すべきか現在検討中である。



## 重点課題Ⅳ 災害に強い福祉のまちづくり

### 【現状と課題】

#### 1 社会福祉施設等について

近年、高齢者や障がい者など自ら避難行動を取ることが困難な要援護者が多数入所する社会福祉施設において、地震や津波、台風・豪雨等による大規模な災害により大きな被害が発生しています。

本県には、1, 800近い社会福祉施設等がありますが、それぞれの施設において、地震や台風など自然災害に対する利用者の安全・安心対策に万全を期す必要があります。

特に、今後高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」による津波・浸水被害が想定される地域に位置する施設では、避難場所や避難経路の確保をはじめ、避難訓練、防災教育の見直しなど、最新の被害想定等を踏まえた地震津波対策を講じることが求められています。

また、台風や豪雨等で土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れのある「土砂災害警戒区域」や「土砂災害危険箇所」に位置する施設においては、立地条件や施設周辺の再点検、情報収集体制や関係機関との連携など、施設利用者や職員等の安全対策をより一層図っていく必要があります。

#### 2 災害時要援護者対策について

各市町村では、災害発生時に備え、在宅の高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児などの避難行動要支援者への支援体制整備に取り組んでいます。

具体的には、災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者の名簿を平常時から作成し、「民生委員・児童委員」や「自主防災組織」等の地域の避難支援関係者と情報を共有するとともに、避難行動要支援者一人ひとりについて、「誰が避難を支援するか」「どこに避難するか」「どうやっていつ避難するか」を、あらかじめ定めておく「避難支援プラン（個別計画）」の作成が求められています。

災害時要援護者一人ひとりの大切な命を災害から守るため、行政と地域が一体となって支援する体制づくりを、一層促進する必要があります。

#### 3 福祉避難所について

災害発生時における避難所等での共同生活の際、高齢者、障がい者、病弱者等が、生活スペースの確保や救援物資の受取等で困難な状況に置かれることが多く、このような状況に特別の配慮がされた福祉避難所の重要性がますます認識されています。

福祉避難所は、原則として、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多目的トイレ等バリアフリー化された施設です。多くの場合、市町村が社会福祉施設等との合意に基づいて事前に指定されるものですが、今後、予想される南海トラフ巨大地震や高齢化社会の進行に伴う災害時要援護者の増加などから、福祉避難所の更なる事前指定が必要です。また、災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ避難所運営体制を整備しておくことが求められています。

## 【主要施策】

### （１）社会福祉施設等の対策

- 県の指導監査時において、「施設における防災対策への取組状況」を確認し、「南海トラフ巨大地震」による津波浸水被害や台風・豪雨による土石流、地すべりなど土砂災害等の被害が想定される施設に対して、対策計画の策定や安全な避難先の確保など防災機能の強化に向けた助言・指導を行います。
- 施設において、正確な情報を迅速に入手することができるよう、防災情報や職員の安否確認等をWebサービスを通じて取得できる「すだちくんメール」の利用促進を行います。
- 社会福祉施設における利用者の安全確保及び災害時の避難施設としての機能確保を図るため、耐震化整備を促進するとともに、老朽化が著しい施設や避難所に指定されている施設等に対して耐震化の取組を推進します。

### （２）地域防災力の強化

- 民生委員・児童委員や自主防災組織の構成員、要支援者本人やその家族の参加により開催される「防災出前講座」の開催や、「災害時要援護者支援対策マニュアル」「災害時障がい者支援ハンドブック」による広報啓発等により、住民の防災意識向上を図るとともに、地域における関係機関の一層の連携強化、さらには自主防災組織のネットワーク化など、地域の防災力強化のための支援を行います。

### （３）支援を必要とする人に係る情報の整備

- 地域における災害時要援護者を登録し、状況を把握するために必要となる「避難行動要支援者名簿」の整備に係る市町村の取組を支援するとともに、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を推進します。

### （４）避難行動要支援者に対する個別支援計画

- 「避難行動要支援者名簿」に登録された一人ひとりの支援について具体的な避難方法等をあらかじめ定めておく「個別計画」の策定に係る市町村の取組を支援します。
- 避難場所への安全かつ迅速な移動のための対策、地域における支援者の確保、避難行動要支援者の個人情報に関する情報共有のあり方などの課題解決に向けて、関係機関と連携しながら着実に取り組んでいきます。



## 事例紹介

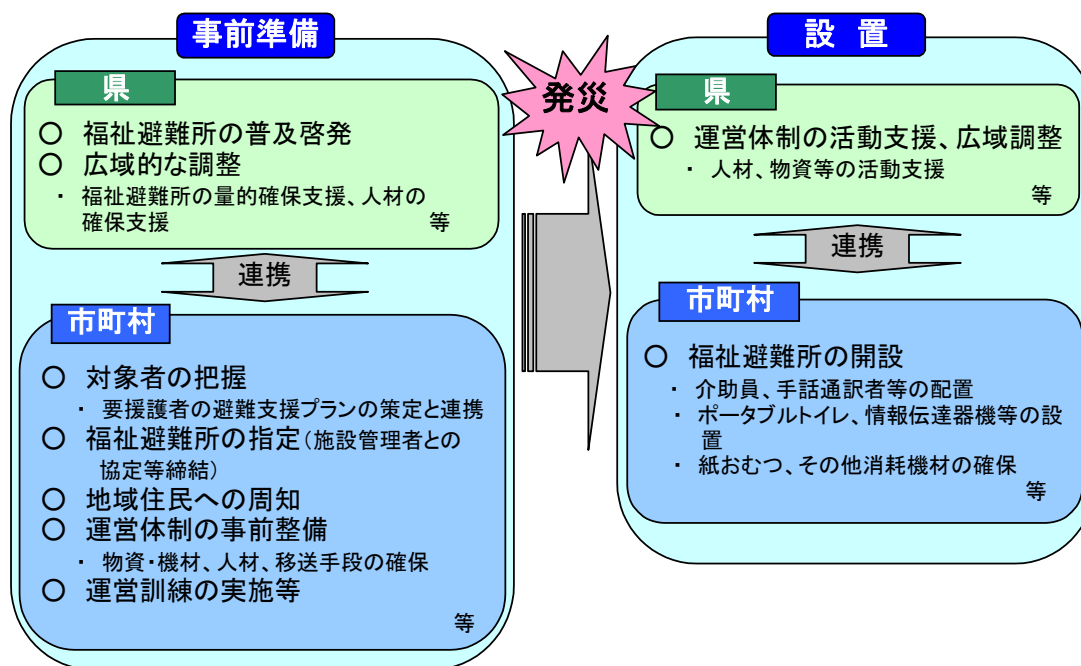
### 災害時要援護者集落避難プラン

(徳島県南部総合県民局美波庁舎、東由岐自主防災会)

<b>活動開始の時期</b>
平成25年10月ごろ
<b>活動を始めるといった経緯</b>
平成25年8月に徳島県南部総合県民局美波庁舎を主体とし、県南部地域を対象とした災害時要援護者会議が発足した。その中で集落単位での要援護者個別支援計画の作成を目的とした災害時要援護者集落避難プランの提案があり、美波町東由岐地区内の一部の地域をモデル地区として実施した。
<b>活動の目的／趣旨</b>
県南部地域において要援護者の災害時における避難の方法及び避難時の支援の方法の検証並びに集落避難プランと要援護者個別支援計画の作成。
<b>活動（事業）の内容</b>
モデル地域において各家庭の戸別訪問により、各世帯の状況把握並びに災害時における避難に支援の必要な方及び災害時に避難の支援のできる方の抽出をおこなう。避難の支援が必要な方と避難の支援のできる方をマッチングし、集落避難プランと要援護者個別支援計画を作成した。
<b>今後の展望と課題</b>
計画を作成済みにおける地域での避難訓練時等における検証と同事業の実施地域の拡大。

## (5) 福祉避難所の設置・運営

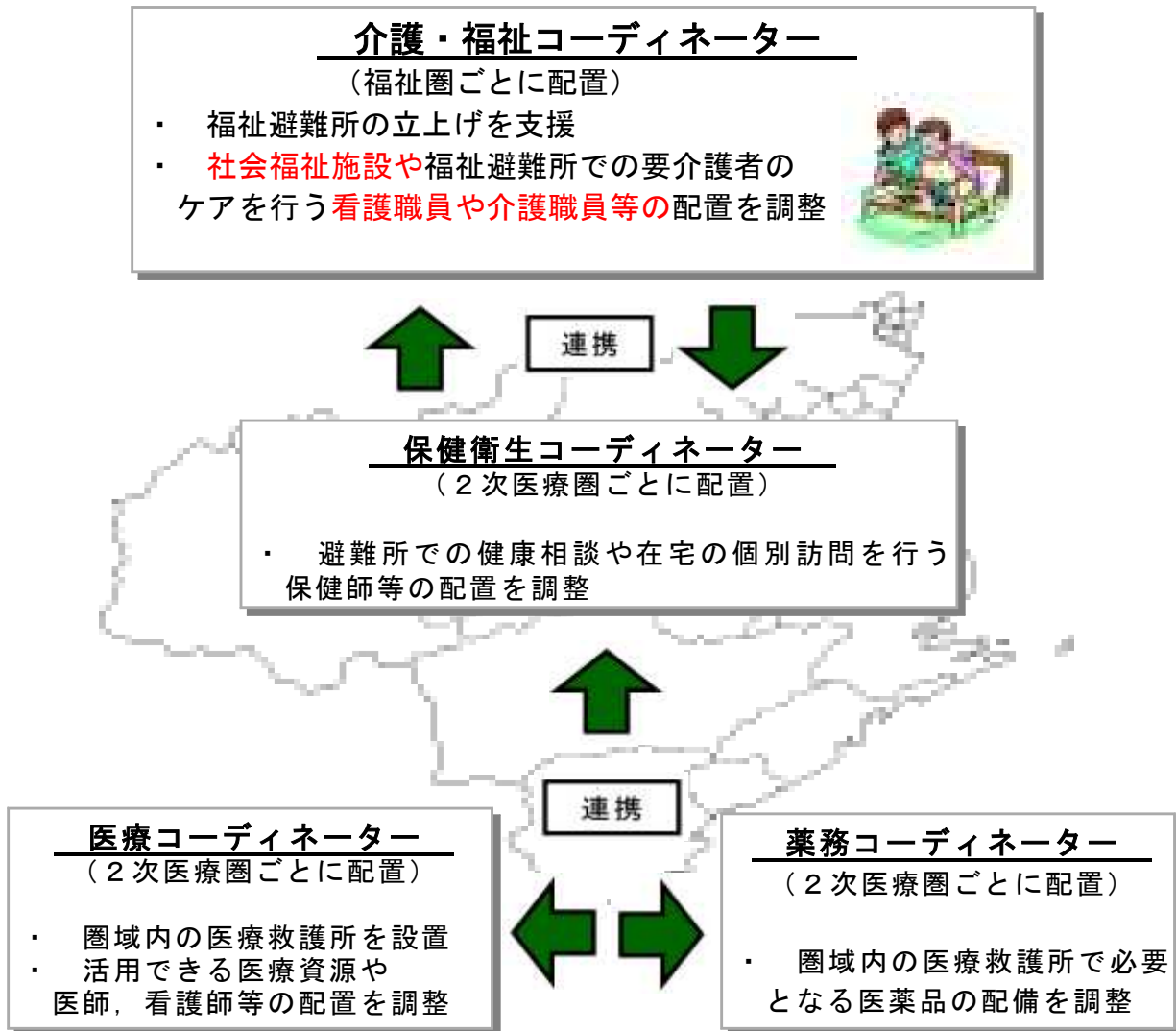
- 災害発生時に一般の避難所での共同生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するため、市町村における福祉避難所の事前指定の取組を支援します。
- 災害発生時に要配慮者を円滑に受け入れ、適切な支援が行われるよう、市町村における避難所運営体制の事前整備等を促進します。
- 福祉避難所で必要となる人材・物資などが速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平常時から連携協力体制を構築します。



## (6) 関係団体との連携協力体制の構築

- 東日本大震災の経験から、災害発生時における医療・保健・福祉サービスの効率的な提供は大きな課題となっています。  
大規模災害発生時に、被災者や避難所・医療救護所等の状況を把握し、県内及び他県からの人材と物資の調整を行う「災害時コーディネーター」の一部門として、社会福祉施設や福祉避難所等での要配慮者に対するケアを行う看護職員・介護職員等の配置調整を行う「介護・福祉コーディネーター」を各圏域に配置して、迅速かつ効率的な支援活動を実施します。
- 社会福祉施設等で構成する6団体と締結している災害時相互応援協定に基づき、災害時における生活物資等の提供、応援職員の派遣、入所者の受入れや、福祉避難所の事前指定への協力といった支援がスムーズに行われるよう、「介護・福祉コーディネーター」が相互応援に係る指揮・連絡調整を行います。

- 圏域ごとに各分野のコーディネーターを配置
- 発災後、刻々と変化する被災者や避難所等の状況を的確に把握
- 本県及び他県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に対応



### (7) 広域的な支援体制の整備

- 中国・四国ブロックの9県で締結している「大規模広域災害発生に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」により、カウンターパートとなっている鳥取県との相互応援協定に基づき、両県の市町村をはじめ、商工団体や福祉団体等を含めた全県的な相互支援体制の構築について、より一層の充実を図ります。
- 災害からの復旧においては、全国から駆け付け、復旧作業に協力してくれる災害ボランティアが、大きな役割を果たします。  
県内での災害発生時に、災害ボランティアが円滑に活動を行うための派遣調整等を行う支援窓口として徳島県社会福祉協議会に設置される「徳島県災害ボランティアセンター」を通じて、関西広域連合構成府県や四国を中心とした、広域的な災害ボランティア活動を支援します。



## IV 計画の推進体制

### 1 役割の分担

#### 【自 助】

##### ① 地域住民

- 福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動、自治会活動などの地域福祉活動に自発的に参画します。

#### 【共 助】

##### ① 県社会福祉協議会

- 全県的に地域福祉を推進する中核団体として、地域福祉事業を専門的・広域的に推進します。
- 地域福祉活動計画に基づく市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組がその役割を十分発揮できるよう、連絡調整や支援を行います。

##### ② 市町村社会福祉協議会

- 市町村において住民に密着した地域福祉活動を推進する中核団体として、地域住民、市町村や関係団体などと連携・協働して、福祉サービスを必要とする人に対して個別に支援します。
- 地域福祉活動計画を策定し、ボランティアやNPOなど福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりを推進します。

##### ③ 民生委員・児童委員（主任児童委員）

- 地域住民にとって最も身近な相談・支援者であり、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、地域住民と福祉サービスを地域の中で結びつける「つなぎ手」としての役割を担います。

##### ④ 老人クラブ

- 市町村の各地域において、高齢者の問題だけに対応するのではなく、地域福祉全体を推進する中心的メンバーとして、様々な活動を通して地域社会づくりに貢献します。

##### ⑤ ボランティア・NPO

- 地域に密着した、きめ細かな地域福祉活動を通じて、地域住民の福祉ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として、地域福祉の増進・定着を図ります。
- 地域の課題や潜在化している福祉ニーズについて、行政や地域に向けて積極的に情報発信します。

##### ⑥ 自治会

- 地域住民に最も身近な組織として、コミュニティ活動を積極的に推進し、生活に直結した地域福祉に関する課題の解決に向けて、住民と行政をはじめ地域にある様々な主体との橋渡しを図ります。

## ⑦ 学校等

- 保育所・幼稚園から、小・中・高・大学に至るまで、年齢層に応じた福祉教育を推進し、将来的に地域福祉を支えることのできる人間性あふれる豊かな人材を育成します。

## ⑧ 福祉サービス提供事業者

- 地域福祉の推進主体として、関係法令を遵守し、適正な運営を図るとともに、利用者本位で質の高い福祉サービスの提供を図ります。
- サービスの質を向上させるため、従事者に対する専門的・技術的な研修によるさらなる知識の習得に努めるとともに、サービスに関する積極的な情報提供、迅速な苦情解決等に努めます。
- 専門技術や人的資源を地域において活用し、施設を拠点とした地域社会との交流を通じて、地域貢献に努めます。

## ⑨ 関係団体

- 福祉事業の多様化・活性化に伴い、福祉関係団体をはじめ、産業関係団体や消費者団体などは、地域社会の構成員として、行政などと連携して、地域福祉を支える活動に積極的に関わります。

## 【公 助】

### ① 市町村

- 地域住民に最も身近な自治体として、地域住民の福祉ニーズや課題を的確に把握し、住民や関係機関、団体などとの連携・協働により、公的資源を活用しながら、地域の特性を踏まえたきめ細かいサービスの提供やそのための環境づくりを図ります。
- 地域福祉計画の策定等を通じ、地域福祉を計画的に推進します。
- 市町村社会福祉協議会と密接に連携し、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性に配慮しながら、地域福祉推進の担い手としての役割を積極的に果たします。

### ② 県

- 市町村における地域福祉推進の取組を広域的かつ専門的な観点から支援するため、福祉人材の育成・確保のための研修や福祉ボランティア活動の促進のための情報提供などに積極的に取り組みます。
- 市町村、ボランティア団体、社会福祉施設などのネットワーク化や連携強化を図ります。
- 市町村に対して地域福祉支援計画を示し、地域福祉計画策定と地域福祉活動を促します。
- 地域の実情を踏まえ、国や関係機関、団体などに対する要望や提案などの働きかけを行います。

## 2 計画の点検・評価

- この計画を実効性あるものとして推進していくため、計画に掲げた施策の進捗状況について定期的に把握し評価を行うとともに、市町村地域福祉計画の策定状況等を踏まえ、適切に進行管理を行います。

## V 市町村地域福祉計画ガイドライン

### 1 地域福祉計画の策定の体制と手順

#### (1) 策定体制

市町村が「地域福祉計画」を策定するに当たっては、次のような策定体制を組織することが望まれます。

##### ① 市町村内部の計画策定体制

地域福祉計画は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び関連分野との連携を確保して策定される必要があります。

そのためには、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会する検討会や策定のためのプロジェクトチーム、関係機関や団体も参加したワーキンググループなどを設置することが有効です。

また、地域活動を行う保健師などの保健・医療・福祉の分野の専門職が積極的に策定に関わることが望まれます。

##### ② 地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置し、様々な関係者の意見を踏まえて策定することが望まれます。

たとえば、住民から策定委員会の委員を公募したり、必要に応じて委員以外の関連する分野の専門的意見や、地域福祉に関心の深い人、福祉課題を抱える当事者などの意見を聞くことが考えられます。

また、策定委員会は、住民等の主体的な参加を実現するため、住民等の意見を反映させる方策を決定する必要があります。

##### ③ 積極的な情報公開

地域福祉計画策定委員会は原則として公開とするとともに、住民の傍聴や進捗状況の公表といった積極的な情報公開が望まれます。

#### (2) 策定の手順

市町村地域福祉計画の策定手順の例を次のとおり示します。

#### ステップ1 (体制づくり)

(1) 市町村は、地域福祉計画の趣旨を確認し、市町村の基本構想や関連する計画、地域福祉の現状等を踏まえ、策定体制や住民の意見を反映させる方法（住民参加の方法）などの策定方針の検討を行います。また、広報等により地域住民の機運を醸成します。

(2) 地域福祉計画策定のための「地域福祉計画策定委員会」などの組織を作り、策定方針を決定します。

- ① 地域福祉計画策定委員会（住民参画型が望ましい）
- ② 庁内検討会、プロジェクトチームなど
- ③ その他

## ステップ2 ( 現状・住民ニーズの把握、課題の整理 )

策定委員会において次のような事項について、検討し、実施します。

(1) 各種調査やアンケートにより現状や住民ニーズを把握し、課題を整理します。また、そのデータを住民参加による検討のための基礎的な資料とします。

- ① 地域特性の把握
- ② 市町村の福祉施策の現状
- ③ 民間福祉団体や住民参加型福祉活動の現状
- ④ 地域の福祉サービスの提供や利用の状況
- ⑤ 地域の人的資源や社会資源の状況
- ⑥ 住民のニーズの把握など

(2) 地域住民自身による現状把握や生活課題及びその解決方法の発見のため、次のような方法により住民の参加を実現します。

- ① 広報・情報提供
- ② 小地域座談会・学習会・交流会など
- ③ 住民参画による検討会、ワークショップなど
- ④ 地域福祉推進役の設置
- ⑤ その他
  - ・住民の意見の公募 (パブリックコメント)
  - ・アンケート調査など

(3) 上記(1)(2)などにより明らかになった現状や課題、解決方法を取りまとめて分析・整理し、計画に位置づける課題を検討します。

## ステップ3 ( 目標・基本計画・実施計画の決定 )

社会福祉法に掲げられている、地域福祉を推進するための

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民参加に関する事項

の3項目について、住民参加によって発見された生活課題を解決する施策やその解決のための住民等による活動を盛り込んだ「地域福祉計画」を策定します。サービスの目標量の設定についてはできるだけ客観的な数値目標が望ましいですが、必ずしも数値目標になじまない施策も考えられます。その場合、定性的な目標でもできるだけ具体的な目標とすることが望まれます。具体的には、

(1) **ステップ2**で明らかになった課題について「何を実現しようとするのか」を地域福祉計画の目標として掲げ、柱となる基本計画を決定します。

(2) 次に、これを実現する施策として「実際に、何を、どこが(誰が)、いつまでに、どのようにやるか」を決め、具体的な取組(実施計画)とします。



(3) 具体的な取組を決めるに当たっては、既存の施策・サービスや人的資源・社会資源の連携や活用を図るとともに、住民参加によって発見された生活課題を解決するための住民活動との連携や住民参加を推進する施策についても検討が必要となります。

(4) 計画期間や、計画の実施状況を毎年定期的に点検・評価する仕組み（計画評価委員会等）も検討する必要があります。

(5) 計画策定の進捗状況を適宜住民に公表し、広く意見を求めることが望まれます。

#### ステップ4 ( 計画の策定・公表 )

市町村は、市町村地域福祉計画を策定したときにはこれを速やかに公表し、引き続き地域福祉計画への住民の参加を促進していきます。

#### ステップ5 ( 計画の実施・点検 )

市町村地域福祉計画の実施に当たっては、必要に応じて行政施策や関係団体の施策への位置づけも検討します。

市町村は、定期的に計画実施状況の点検を行い、その結果を基に計画の円滑な実施のための方策を実施していきます。その際には、地域福祉計画への住民の参画を維持していくための方策が重要となります。

## 2 住民参加の方法

地域福祉計画を策定するに当たっての住民等の主体的な参加を促し、住民等の意見を反映させる方策としては次のようなものが考えられます。

### (1) 広報・情報提供

住民等の地域福祉計画策定への積極的な参加を促すためには、広報や情報提供により住民等へ地域福祉計画の意義を周知する必要があります。地域福祉計画の目指す「共に支え合い、助け合う社会づくり」についての問題点や関心を住民等が共有し、問題解決に向けての行政や住民等が協働する体制づくりを進めていくには住民の積極的な参加が不可欠であることを、まず住民に伝えることが重要です。

### (2) 小地域座談会、学習会、交流会など

地域福祉計画策定の意義の周知や住民の意識改革、地域社会の生活課題の検討を行い、多数の住民の意見やニーズを把握するには、小地域の座談会や学習会、交流会を開催することも有効です。

### (3) 住民参画による検討会、ワークショップなど

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず福祉に関心のある様々な人々を一般住民から公募し、ボランティア・行政職員・福祉関係者なども協働し、地域福祉に関する課題解決に向けての研究活動を行い、地域福祉に関する提言をまとめることも考えられます。

### (4) 地域福祉推進役の設置

また、たとえば、小地域における住民の福祉活動の推進や地域福祉計画策定への参画のコーディネーターとなる「地域福祉推進役」を設置することが考えられます。

○地域福祉推進役の役割

- ア 地域福祉計画策定の意義の住民に対する周知
- イ 住民の交流会・小地域座談会等への参加の促進
- ウ 住民の意識変革、将来の活動に向けての動機付け
  - ・住民による解決活動を起こすための必要性の理解の促し
  - ・地域福祉推進の主体は皆同格のパートナーであることの確認
  - ・それぞれの立場から、それぞれの人がどのようなことができるのかの話し合い
- エ 各種会合における、地域社会の生活課題についての検討の働きかけや意見の取りまとめ
- オ 住民の地域福祉計画策定への参加の働きかけ
- カ 住民による生活課題を解決するための計画・活動体制・組織作りの援助
  - ・何をどのように行うかを決定するために必要な問題点を解決するための援助
  - ・参加団体、機関、個人の活動意欲や協力を維持するための援助
- キ 小地域における人づくり
- ク 地域福祉計画策定委員会との連絡・調整
- ケ 計画実施のための具体的な援助

※ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方についての「地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）より」



### 3 地域福祉計画の構成

次に市町村地域福祉計画目次（例）を掲げました。この目次例（構成）は、一例です。市町村地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉法第107条の規定を踏まえ、地域住民や関係団体の意見や活動を十分反映させた実効のある計画づくりに努めることが望まれます。

#### 市町村地域福祉計画目次（例）

- 1 地域福祉計画策定の背景
- 2 地域福祉計画の基本的な考え方
  - (1) 計画策定の趣旨
  - (2) 基本理念
  - (3) 計画の位置づけ
    - ・他計画との関係等
- 3 現状と課題
  - (1) 地域福祉推進の現状
    - ・地域の福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉活動、社会資源の状況
    - ・既存施策の検証等
  - (2) 地域住民の福祉ニーズと課題
    - ・地域の福祉ニーズ
    - ・重点課題
    - ・新たな課題等
- 4 地域福祉計画の目標と柱（目標と基本計画）
- 5 目標達成のための具体的な取組（実施計画）
  - (1) 総合的な施策の推進
    - ・福祉サービスの適切な利用の推進  
(情報提供、相談事業、日常生活自立支援、苦情解決、第三者評価など)
    - ・社会福祉を目的とする事業の健全な発展  
(人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、新たなサービスの創設など)
    - ・地域福祉に関する活動への住民参加の促進  
(住民参加促進策、ボランティア、NPO支援、活動拠点整備、地域コミュニティの創設など)
    - ・その他地域福祉推進に必要な施策の推進  
(市町村社協の強化策、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど)
  - (2) 高齢者、障がい者（児）、児童に対する地域福祉施策の推進
  - (3) 新たな課題に関する地域福祉施策の推進  
(災害時での要援護者の支援方策など)

．．．．等
- 6 計画の期間、推進・評価・見直しの体制と方法

#### 4 計画期間・進行管理及び評価

- ① 地域福祉計画の内容を具体化していくためには、進行管理やその達成度の評価を行い、状況の変化に応じて見直すことが重要です。
- ② 地域福祉計画の計画期間は概ね5年とし、3年で見直すことが適当であると考えられます。
- ③ 進行管理や計画の評価に当たっても、地域住民の参加が望まれます。地域福祉計画策定委員会を評価委員会として継続したり、また、ベンチマーク方式等の政策評価に関する手法を積極的に活用することが考えられます。

#### 5 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の記載について

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立支援制度について、市町村地域福祉計画に盛り込むよう、技術的助言がなされています。

# 用 語 解 説

## ネグレクト

家に閉じこめる、学校に登校させない、適切な食事を与えない、衣服、住居など長期間不潔なままにする、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車に放置する、遺棄、愛情遮断、保護者以外の同居人が行う虐待を放置するなど、子どもの心身の正常な発達を妨げるほど、保護者としての監護を著しく怠ること。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。

## 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

## 徳島県地域包括ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域的な課題解決、成果の分析及び普及などについて協議を行うため平成26年に設置された、介護、医療事業関係者、高齢者団体、住民団体、社会福祉関係者等の関係機関や、市町村担当者からなる推進会議のこと。

## 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関のこと。

## 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

## 自立支援協議会

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として設置された会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

## 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、利用者との福祉サービス利用援助契約に基づいて、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりの支援を行う事業のこと。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方について、本人もしくは親族、市町村長等が家庭裁判所への申立を行うことにより、本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

## 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活のさまざまな場面で、認知症の人およびその家族をサポートする制度で、「認知症サポーター養成講座」を受講すると、認知症サポーターの証としてオレンジリングと呼ばれるブレスレッドが授与され、各自できる範囲で認知症の人を支援する。

## NPO（法人）

Non-profit Organizationの略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

## ケアマネジメント

高齢者介護の分野では、高齢者の社会生活上での複数のニーズを充足させるため、適切に様々な社会資源と結びつける手法のことで、その仕事をする人をケアマネジャー（介護支援専門員）という。

## 訪問介護員

介護保険法に基づき、訪問介護を行う者をいう。具体的には、介護福祉士または都道府県知事が指定する研修課程等を修了して修了証明書の交付を受けた者と定められている。

## 介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあることにより日常生活に支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、介護に関する指導を行う者をいう。

## 介護支援専門員

要介護者等からの相談に対応し、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

## 社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあること又は環境上の理由により日常生活に支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者をいう。

## 精神保健福祉士

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関す

る相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者をいう。

### **手話通訳者**

手話通訳者は、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのために、相互の意思伝達が困難な人々間のコミュニケーションを仲介するため、所定の講習により手話の通訳技術を習得した者をいい、特に手話通訳技能認定試験に合格して登録した者を手話通訳士という。

### **要約筆記者**

中途失聴者、難聴者などの聴覚障がい者の情報保障を確保し、意思伝達を仲介するため、所定の講習により話し手の言葉や内容を要約して筆記する技術を習得した者をいう。

聴覚障がい者が数人の場合では、手書きやパソコンによるノートテイクで通訳し、多数の聴覚障がい者がいる場合では、パソコン要約によるビデオプロジェクター、手書きによるオーバーヘッドプロジェクターなどの視覚情報機器などを使用して提示する。

### **音訳・点訳奉仕員**

音訳奉仕員は、所定の講習により文字を音声（声）に改める音訳技術を習得し、声の図書の増刷と普及のため、視覚障がい者向けに録音された刊行物を作成する者をいう。

点訳奉仕員とは、所定の講習により文字を点字に改める点訳技術を習得し、点字図書の増刷と普及のため、視覚障がい者向けに点字刊行物を作成する者をいう。

### **ガイドヘルパー**

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加をするために外出をするときに、付き添いを必要とするときの、付き添い専門のヘルパーのことをいう。

### **介護予防リーダー**

老人クラブ会員など、これまで地域で健康づくり等に関わってきた者等を対象に、徳島県老人クラブ連合会が実施する介護予防に必要な知識及び技術を習得するための講習会を修了した者で、高齢者が介護の必要のない「元気高齢者」となるため、地域において介護予防活動を実践する。

### **生きがいづくり推進員**

シルバー大学校大学院の卒業生を対象に、地域貢献、社会貢献を推進する人材をとくしま“あい”ランド推進協議会に登録し、シルバー大学校の講師をはじめ、県や市町村など公的機関・団体等からの要請により、幅広い活動を行っている。

### **障がい者サポーター**

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けするなど、障がいのある方が暮らしやすい地域社会実現のために、特別な技術を習得して支援する者ではなく、地域生活の中でちょっとした支援を行う者をいう。

### **自殺予防サポーター**

ゲートキーパーや傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修を受講した者の中で身

近な人への「気づき」や地域における傾聴活動等の実践により、自殺対策の推進に協力する者をいう。

### **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者をいう。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者をいう。民生委員は児童委員を兼ねる。

### **主任児童委員**

児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者をいう。

### **身体障害者相談員・知的障害者相談員**

心身に障がいのある人々の相談に応じ必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力や、地域活動の中核となって障がい福祉についての啓蒙等の活動を行っている者をいう。

### **グループホーム**

数名の障がい者が、世話人や生活支援員の支援、介護等を受けながら、マンション、一戸建て等の住居で共同生活を行う事業として社会福祉法人やNPO法人、医療法人等の法人が運営しているもの。

そこで生活している障がい者は、昼間は会社や日中活動系サービス事業所等に通り、そこで得た給料等で家賃や食費、光熱水費等の生活費を負担し、自立した生活を送っている。

### **バリアフリー**

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上での様々な障害（バリア）を除去することをいう。

### **とくしまユニバーサルデザイン県民会議**

県民・NPO・関係団体・事業者・行政等が連携・協働して、ユニバーサルデザインを推進していくために、平成17年8月に設置したもの。

### **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

### **コミュニティビジネス**

地域が抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用を創出したり、人の生き甲斐（居場所）などをつくり出すことが主な目的や役割となる場合が多い。



## 災害時要援護者

一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難することが困難であるなど、ひとりでは災害時に適切な防災行動を取ることが難しい者のこと。

## 避難行動要支援者

災害対策基本法に定義付けられた、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」のこと。具体的な要件は、地域の実状に応じて各市町村が定める事とされている。

## 要配慮者

「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のことであり、災害時だけでなく、平常時の日常生活においても、何らかの医療・福祉サービスの利用が必要な者のこと。

## 福祉避難所

地震や津波、豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの支援が必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人など、特別の配慮を必要とする人たちを受け入れる二次的避難所のこと。小学校等の一般的な避難所では避難生活を送ることが困難な被災者のために、市町村が地域の社会福祉施設等の協力を得て設置する。

## すだちくんメール

徳島県とYahoo! JAPANの連携により実現した災害時の安否確認サービスのこと。気象警報等の防災情報や食の安全やくらしの情報などの情報もメールマガジンとして配信している。

登録は、パソコンから<https://ourtokushima.jp/>にインターネットでアクセスすることで行うことができる。

## 自主防災組織

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他防災関連のNPOなどがその例である。

## 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者が災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、災害対策基本法により市町村に作成が義務づけられた名簿のこと。消防署、消防団、警察、地域の民生委員、自主防災組織などと平常時から名簿情報を共有し、地域の中で災害時の支援体制を整えるために活用する。

## 避難支援プラン（個別計画）

避難行動要支援者が、災害発生時において迅速な避難行動がとれるよう、市町村が本人とその避難を支援する者とともに作成する、一人ひとりの具体的な避難方法を定めた計画のこと。

## 参 考 资 料

## 徳島県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員 名簿

	氏 名	役 職
会 長	寒川伊佐男	徳島文理大学 名誉教授
副 会 長	伊勢 悦子	徳島県県民生児童委員協議会 会長
委 員	岸 一郎	徳島県社会福祉協議会 会長
	藤田 育美	徳島県婦人団体連合会 会長
	久米 清美	徳島県身体障害者連合会 会長
	栗田 操	徳島県手をつなぐ育成会 理事
	圓井美貴子	徳島県肢体不自由児協会 理事
	関 久代	徳島県老人福祉施設協議会 常任協議員
	吉尾さだえ	徳島県老人クラブ連合会 副会長
	富樫 一美	徳島県ホームヘルパー協議会 会長
	大和 忠広	徳島県保育事業連合会 会長
	清田麻利子	連合徳島 女性委員会 副委員長
	椎野 武徳	元徳島新聞社理事
	木下 千里	日本放送協会徳島放送局長
	二宮 恒夫	徳島大学 医学部 教授 (保健学科)
	大溝 邦子	公募委員 (社会福祉士)
本木めぐみ	公募委員 (保育士)	

### 【 策定の経過 】

平成26年 7月25日 第1回徳島県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 開催  
 平成26年11月17日 第2回徳島県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 開催  
 平成26年12月15日 パブリックコメント 実施  
 平成27年 2月12日 第3回徳島県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 開催  
 平成27年 月 日 計画策定

